

第 5 次下田市地域福祉計画

第 5 次下田市地域福祉活動計画

Well-being plan for our city

令和 7 年度～令和 11 年度

下田市

社会福祉法人下田市社会福祉協議会

はじめに

近年、地球規模で温暖化に伴う自然災害のリスクが増す中、我が国においても大規模災害が頻発し、さらに私たちが暮らすこのまちでは、少子高齢化と人口減少の進展により地域社会の担い手が不足するなど、様々な課題があります。地域の皆様が健康で健やかに暮らせるよう、これからは先人たちの知恵と私たちの想像力を生かし、自助・共助・公助を適切に組み合わせることで進めていくことが求められます。

このたび策定した「第5次下田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域住民が互いにつながることで、苦しみはみんなで寄りそい力を合わせて乗り越え、幸せはみんなで分かち合おうという前向きな福祉の考えのもと、地域福祉の力で安心して健やかに暮らせるまちをつくり、それを未来へつないでいくという基本理念を掲げています。

地域福祉は、生活困窮者や要支援者への公的サービスを基本としつつ、相互扶助の気持ちを持って地域課題に地域全体で取り組もう、地域の魅力を生かして暮らしやすい社会を作ろうという広い考え方で取り組むことが大切です。

本市では、国際性と地域性を掛け合わせたグローバルCITYの取り組みを進めており、令和6年度には開港170周年記念事業により幕末開港の歴史を持つ本市の魅力を内外に発信してきました。本計画では、歴史や関係人口が多いといった国際色豊かな本市の特性を念頭に置いて、地域福祉について展開していくこととしております。

本計画の推進にあたり、地域の皆様と行政が手を携え、互いにつながり支え合いながら一丸となって地域づくりを進めていくため、一層のお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました下田市地域福祉計画策定推進協議会委員の皆様を始め、アンケート調査や研修会を通じて貴重な御意見・御提言をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和7年3月

下田市長 松木 正一郎

はじめに

下田市社会福祉協議会は、昭和 55 年 1 月に社会福祉法人設立の認可を受け、地域の皆様とともに地域福祉活動を展開してまいりました。

近年、感染症の感染拡大、原油価格・物価の高騰、自然災害の頻繁・激甚化等により私たちの日常生活や人間関係は大きく変わりました。地域における生活課題は多様化、複雑化しており、従来の制度や体制では対応が困難な事案が増えています。

本市においては、地域共生の意識を深め、地域住民をはじめ、ボランティア、関係機関、事業者及び行政等がそれぞれの立場で役割分担を図り、すべての人々が自己実現を目指すことのできる地域づくりが求められています。

このような背景から、本会では、令和 7 年度からの下田市が策定する『第 5 次下田市地域福祉計画』に合わせ、『第 5 次下田市地域福祉活動計画』（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定いたしました。

本計画を基に、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、行政と連携しながら、地域の皆様とのネットワークを充実・強化し、地域福祉を推進する中核的な役割を果たせるよう努めてまいります。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました下田市地域福祉計画策定推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

社会福祉法人下田市社会福祉協議会
会長 金崎 洋一

『わかりあうこと、わかちあうこと～下田市の地域福祉によせて～』

「地域」を表すコミュニティ Community は、古き言語の一つであるラテン語では「共有」を意味する Communis に由来します。そこから派生して Communicate（動詞）つまりはコミュニケーションという言葉が生まれます。この語源に立ち返るならば、地域とはコミュニケーション、言い換えれば「わかりあう、わかちあう」ことで成り立っている共同体なのだということができます。

いうまでもなく地域は多様性（ダイバーシティ）そのものです。生き方も暮らし方も、働き方も住まい方も、若いも若きも、ときに外見は同じであっても、その内実は何一つ同じものはありません。

それだからこそ、互いの違いを認め、他者を理解することで、私たちはインクルージョンつまりは互いを受け入れ、包み込み、手を差し伸べあって「協働」しています。老いることも、病めることも、障がいがあることも、避けることのできない〈いのち〉の営みであり、住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いは、昨今の福祉観として誰しも認めることではないでしょうか。他方で、ヤングケアラーといわれるこどもたちに眼を向ければ、〈おなか〉と〈こころ〉を満たす大切な居場所が地域にあれば、その哀しみも辛さも少し癒やされるかもしれません。

さて、本市は「グローバル CITY」を提唱しています。一つのタグラインつまり市民が共有できる未来志向を分かりやすく表したフレーズは、とても意義あることです。グローバルは「グローバル」と「ローカル」を組み合わせた造語であるとのことですが、ラテン語でみると、前者の語源は「球体」（転じて地球）、後者のそれは「（特定の）場所」（転じて居場所）に由来します。言うなれば、住み慣れた馴染みの下田で、地域特性を活かしながら、新たなつながり（コミュニケーションの場）をつくっていくことを志向しているでしょう。

2030年を目途とする SDGs（持続可能な開発目標）は「誰一人取り残されない（leave no one behind）」地域づくりをめざしています。このコンセプトの後継として近年さかんに語られる「ウェルビーイング Well-being」もまた、「個人と社会が共によりよい状態であること」をめざして議論が重ねられています。

あらためて地域福祉とは何かと問うならば、「地域に暮らすすべての人々が幸せに暮らせるように努めること」に尽きます。こうした取り組みこそがグローバルからすればウェルビーイングであり、ローカルからすれば下田市版の地域福祉であるのです。

第5次の基本理念は「安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう」です。ヨーロッパにおいて静かに広がっている「ビジョニング」という試みは、個人や社会が「ありたい」「望ましい」と願う多様な未来像をポジティブあるいはボトムアップ的に描いていく手法です。計画づくりとは心を合わせ、手に手を取ってビジョニングを続けることにほかなりません。

下田市が「グローバル」の先進モデルであり、下田市民がその先達であることを大いに期待しています。

下田市地域福祉計画策定推進協議会 会長 増田 樹郎

第5次下田市地域福祉計画・第5次下田市地域福祉活動計画

目次

第1章	計画の概要	6
1	計画策定の目的	7
2	計画の位置づけ	8
3	計画の期間	9
第2章	基本理念・基本目標	10
1	計画の基本理念	11
2	計画の基本目標	11
3	計画の体系	12
第3章	地域福祉推進に向けた施策の展開	13
	基本目標1 自然と歴史が育んだめぐみ豊かなふるさとで「つながる」	14
	施策の方向性1 地域共生社会への理解を深める広報啓発	14
	施策の方向性2 地域で取り組む福祉教育の推進	17
	施策の方向性3 地域間・世代間交流の深化	19
	基本目標2 地域で安らげるしくみを育み「寄りそう」	22
	施策の方向性1 相手への思いやり、支え合い活動の推進	22
	施策の方向性2 一人一人の権利を守る支援の「しくみ」づくり	24
	第1期下田市成年後見制度利用促進基本計画	26
	施策の方向性3 生活の困りごとを相談できる地域連携のしくみづくり	29
	施策の方向性4 移動支援、ユニバーサルデザインのまちづくり	31

基本目標 3	生きがい、はたらきがいを「つちかう」	33
施策の方向性 1	支え合える「ひと（担い手）」づくり	33
施策の方向性 2	地域や社会の活動に参加しやすい環境づくり	36
施策の方向性 3	地域でつながる多様な居場所づくり	38
基本目標 4	いのちを育む地域をつくり「支え合う」	40
施策の方向性 1	地域をあげた子育て環境の充実	40
施策の方向性 2	市民の生命と財産を守る防災・防犯対策の推進	42
第 1 期下田市再犯防止推進計画		44
施策の方向性 3	社会福祉協議会の基盤強化	47

第 4 章 下田市の現状 49

1	下田市の現状	50
2	アンケート調査について	59

第 5 章 計画の推進体制・進行管理・評価 63

1	計画の推進体制・進行管理・評価	64
---	-----------------	----

資料編

1	第 4 次下田市地域福祉計画の事業進捗から見える現状と課題	66
2	第 4 次下田市地域福祉活動計画の成果	68
3	諮問	69
4	答申	70
5	下田市地域福祉計画策定推進協議会規則	71
6	下田市地域福祉計画策定推進協議会委員名簿	72
7	策定経過概要	73

第1章 計画の概要

第 1 章

計画の概要

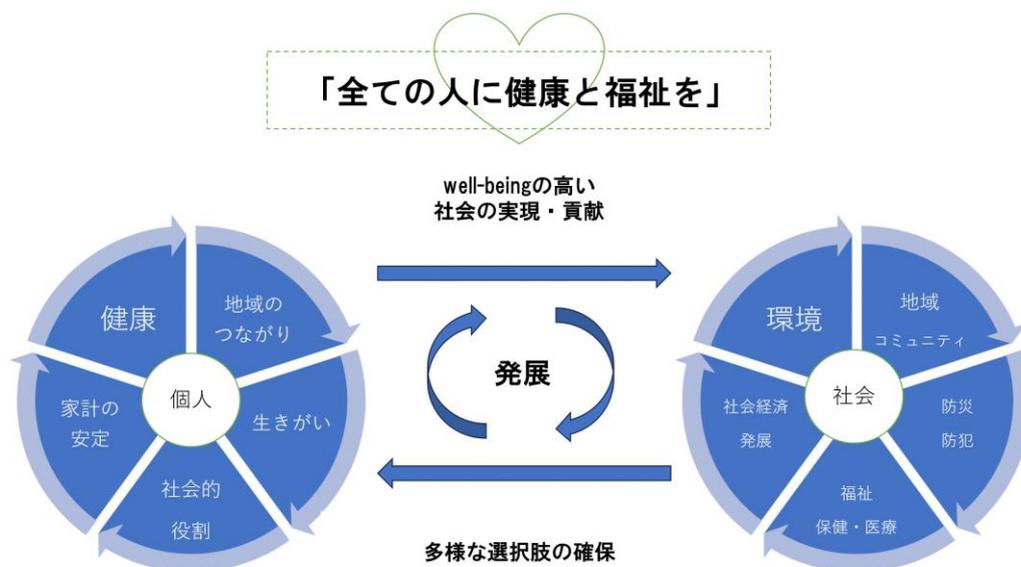
1 計画策定の目的

SDGs（地球上の様々な問題を解決するために、世界中の国々が力を合わせて令和12年までに達成しようとした17の目標）の1つに、ウェルビーイング（well-being）という言葉が用いられています。これは「well（良い）」と「being（状態）」が組み合わせたもので、身体的・精神的・社会的にも満たされた幸福の状態を意味します。

今回策定する『第5次下田市地域福祉計画・下田市地域福祉活動計画』は、あらゆる年齢のすべての人々に健康的な生活を確保し、社会的につながり、自己実現へとつながるまち（ウェルビーイング）を目指して策定します。

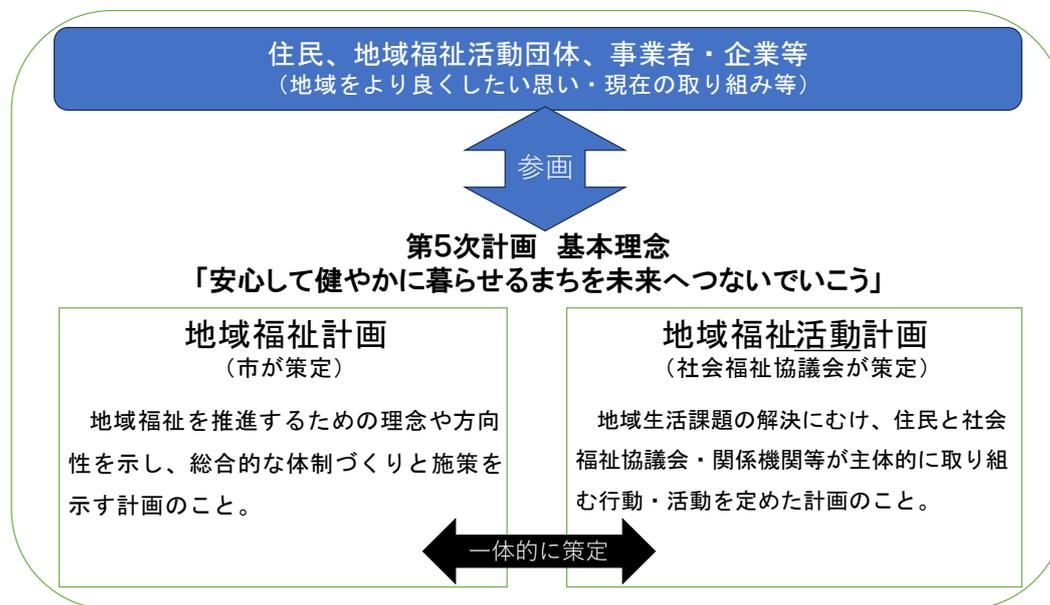
本市では、令和3年3月に『第5次下田市総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）』を策定し、「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現に向けて、まちづくりを進めています。

“つながる”をキーワードに、人と人がつながる、下田と他地域がつながる、農林漁業と観光など様々な産業がつながる等々。異なるものがつながり、掛け算することで新たな価値を創造する。「市民一人一人が誇りをもって暮らすまち」を目指しています。この将来都市像の実現に向け、地域福祉を推進していきます。



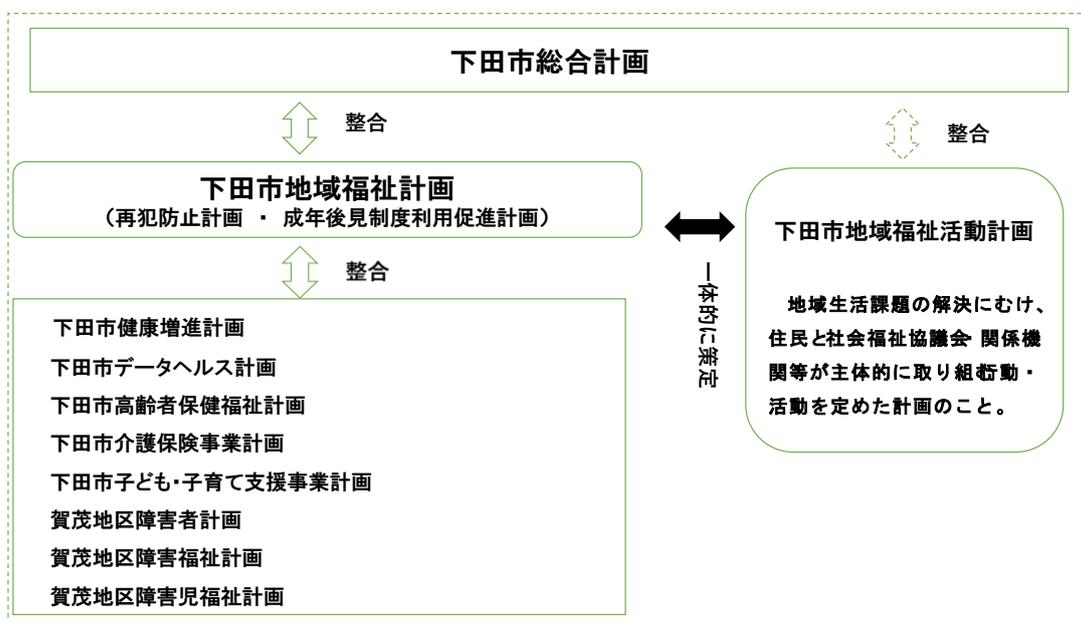
2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



地域福祉計画と地域福祉活動計画は、住民の参画により策定されることや基本理念・基本目標等を共有することが重要であるため、前計画に引き続き一体的に策定します。

(2) 総合計画及び関連計画との関係性



本計画は、本市のまちづくり施策の基本計画である『下田市総合計画』のもとで、高齢者・障害者・児童その他の福祉各分野それぞれの計画を「地域」という共通の切り口からみること、各計画の専門性を生かしながら進行・管理していきます。

3 計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第5次下田市地域福祉計画 第5次下田市地域福祉活動計画									
				↓ 評価 見直し	次期計画				

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

◇ 私たちが考える「福祉のまち」づくり

基本理念「安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう」は、住民一人ひとりが主役となり、実践していくことで実現に近づくことができます。

地域福祉活動に携わる多くの人から、まちのあるべき姿・困りごとについてご意見をいただきました。

第2章では、今後の福祉のまちづくりにむけ、基本目標・施策をまとめました。



第 2 章 基本理念・基本目標

第 2 章

基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう
～地域福祉からグローバル CITY の未来を目指すひと、地域、幸せづくり～

人生 100 年時代を生きる市民のウェルビーイング（個人や社会のよりよい状態）を向上させていく取り組みこそ「地域福祉」の主題です。市民が「実感できる豊かさ（誰一人取り残されないこと）」のために、「みんなで持続可能な地域づくり」を目指します。～下田市が目指すグローバル CITY とは～

グローバルとは、グローバル（国際性）とローカル（地域性）を組み合わせた言葉です。本市では、地域への誇りと愛着を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成と、人・モノ・地域といった横のつながりをつくり、世界に通じる魅力的で持続可能な未来の下田の創出を目指しています。

「グローバル CITY」は、市民の多様な活動や参加をとおして結実していくウェルビーイングの近未来像です。地域福祉（活動）計画は、その一翼を担い、「地域共生社会」の実現を目指して、地域の人と人とのつながりを大切にし、住民相互で支え合う体制づくりに取り組んでまいります。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念として掲げる「安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう ～地域福祉からグローバル CITY の未来を目指すひと、地域、幸せづくり～」を達成するため、4つの基本目標に沿って施策を展開します。

- 基本目標 1 自然と歴史が育んだめぐみ豊かなふるさとで「つながる」
- 基本目標 2 地域で安らげるしくみを育み「寄りそう」
- 基本目標 3 生きがい、はたらきがいを「つちかう」
- 基本目標 4 いのちを育む地域をつくり「支え合う」

3 計画の体系

「基本理念」安心して健やかに暮らせるまちを未来へつなぐ
地域福祉からグローバルシティの未来を目指すひと、地域、幸せづくり

【基本目標1】

自然と歴史が育んだめぐみ豊かなふるさとで「つながる」

【施策の方向性】

- 1 地域共生社会への理解を深める広報啓発
- 2 地域で取り組む福祉教育の推進
- 3 地域間・世代間交流の深化

【基本目標2】

地域で安らげるしくみを育み「寄りそう」

【施策の方向性】

- 1 相手への思いやり、支え合い活動の推進
- 2 一人一人の権利を守る支援のしくみづくり
- 3 生活の困りごとを相談できる地域連携のしくみづくり
- 4 移動支援、ユニバーサルデザインのまちづくり

【基本目標3】

生きがい、はたらきがいを「つちかう」

【施策の方向性】

- 1 支え合える「ひと（担い手）」づくり
- 2 地域や社会の活動に参加しやすい環境づくり
- 3 地域でつながる多様な居場所づくり

【基本目標4】

いのちを育む地域をつくり「支え合う」

【施策の方向性】

- 1 地域をあげた子育て環境の充実
- 2 市民の生命と財産を守る防災・防犯対策の推進
- 3 社会福祉協議会の基盤強化

第3章 地域福祉推進にむけた施策の展開

第 3 章

地域福祉推進にむけた施策の展開

【基本目標 1】 自然と歴史が育んだめぐみ豊かなふるさとで
「つながる」

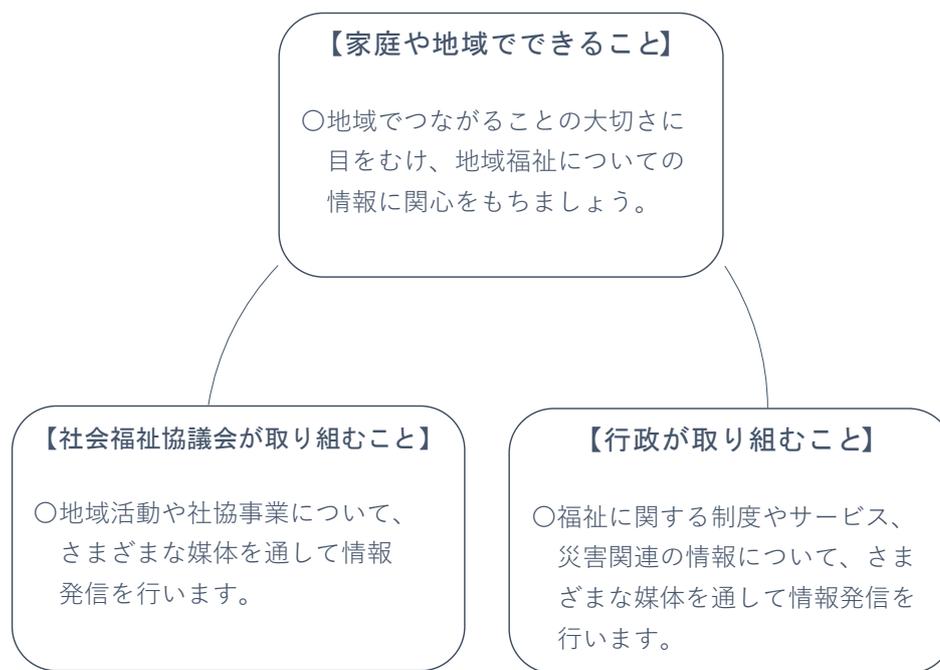
施策の方向性 1 地域共生社会への理解を深める広報啓発

目指す方向性

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”を進めるためには、私たち自身がお互いの立場を認めあい、支えあいの心を育み、地域共生社会の意識を高めることが大切です。そのために、年齢や障害・疾病等の有無にかかわらず、誰もが生活に必要な情報を得ること、住民相互の交流機会の充足に取り組みます。

情報発信に当たっては、紙媒体だけでなく、ホームページや SNS (LINE や Facebook 等) を活用し、すべての人にわかりやすく情報が届くように取組を進めます。

私たちの取組例



家庭や地域でできること・お願いしたいこと

地域でつながることの大切さに目をむけ、地域福祉の情報に関心を持ちましょう。

市の広報や社協だより等、地域福祉に関する広報物に目を通しましょう。

新聞、ケーブルテレビ、SNS 等で地域の情報に触れる機会をつくりましょう。

高齢、障がいや疾病を抱える人など、地域には様々な立場の人が生活していることを理解し、互いに支えあう心を持ちましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
「社協だより」の発行、多様な広報媒体を活用した情報発信	福祉制度・サービスをはじめ、地域福祉活動等について、社協だよりの発行や SNS 等で情報発信します。
「下田市ふれあい広場」等の住民相互の交流を図るイベントの開催	誰もが生き生きと安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、福祉保健医療の関係団体の参画を得て「下田市ふれあい広場」を開催します。 住民相互の交流と福祉に関するプログラムの参加の機会を創出します。
「赤い羽根共同募金運動」の推進	赤い羽根共同募金運動（スローガン「じぶんの町を良くする仕組み」）を推進します。 寄付金は、地域福祉活動や生活のしづらさを抱える世帯の支援に活用し、地域のために役立てられていることを周知します。

友だち大募集！下田市・下田市社協 LINE 公式 アカウント

地域の皆さまが知りたい情報を、わかりやすく効果的に御提供するため、下田市と下田市社会福祉協議会では、LINE 公式アカウントによる情報発信を始めました。是非、友だち追加を行い、御活用ください。

【二次元コード】



下田市



下田市社会福祉協議会

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
広報事業	広報誌をはじめ、新聞・ケーブルテレビ、SNS等を活用し、市の取組や地域の状況を市民に届けられるように情報発信します。	企画課
出前講座	市の取組や地域の状況をお知らせすることで、市民と市との協働によるまちづくりを推進します。	各担当課
地域福祉活動計画推進事業	社会福祉協議会の活動を支援することにより地域福祉活動を推進します。	福祉事務所

【基本目標1】「つながる」

施策の方向性2 地域で取り組む福祉教育の推進

目指す方向性

私たち一人一人が、人の暮らしや地域に関心をもち、みんなで「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を考えます。家庭や学校、地域で取り組む福祉の学びが身近なところで行われるよう、福祉体験や学習の機会を設けて参加を広げるように周知します。

すべての人が、福祉への理解や地域共生社会の意識を高められるように取り組みます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 奉仕活動や防災訓練等、地域の行事に参加し、地域の人と交流を図りましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 家庭や学校、地域における福祉教育や福祉講座の開催、住民の交流・交感の場を設けることで、地域福祉への理解を深め、支え合う「心」を育みます。

【行政が取り組むこと】

- 福祉教育や福祉講座の開催について支援する等、さまざまな人が生活し、ともに支え合い、暮らしている地域社会について考える機会を設けます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

地域に関心を持ち、自分から元気に挨拶しましょう。

奉仕活動や防災訓練等、地域の行事に参加し、地域の人と交流を図りましょう。

福祉について学ぶことができる公開講座、生涯学習講座に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
小・中学校等での福祉教育実践	<p>教育現場に出向き、体験学習（例えば障害を抱える当事者、高齢者、妊産婦との関わりや疑似体験）を通して、福祉を身近に感じる機会をつくります。</p> <p>また、避難訓練や防災講座を通して地域の問題を考えるきっかけづくりを行います。</p>
夏休みボランティア体験学習の実施	<p>小・中学生や高校生を対象として、社会福祉施設等でのボランティア活動を通して、子どもから高齢者まで様々な住民と出会い、地域で支えあうことの重要性を考える機会をつくります。</p>
職業としての魅力発信 進学・資格取得の相談支援	<p>福祉を仕事として捉える機会をつくり、社会福祉や介護等の専門職としてのやりがいや魅力について伝える取り組みを行います。</p> <p>また、福祉系の大学や専門学校等への進学や資格取得を希望する人の相談支援を行います。</p>

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
出前講座	<p>生活の役立つ情報や市の活動をお知らせすることで、市と市民によるまちづくりを推進します。</p>	各担当課
地域福祉活動計画推進事業	<p>社会福祉協議会の活動を支援し、福祉教育を推進します。</p>	福祉事務所
男女共同参画事業	<p>男女の違いを尊重しつつ、性別にとらわれず個人が人として認められ、個性や能力を生かせる社会の実現を推進します。</p>	企画課
生涯学習事業	<p>身近にある恵まれた自然環境や歴史、文化など地域の特性を学べる場を創出し、生涯学習活動を推進します。</p>	生涯学習課

【基本目標1】 「つながる」

施策の方向性3 地域間・世代間交流の深化

目指す方向性

“つながる”をキーワードに、地域の人と人、下田と他地域、農林漁業と観光業がつながる等々。下田の豊かな風土が育んできた人情や里山（ふるさと）の暮らしを大切に守り、いろいろな垣根を越えてつながり、掛け算することで、新たな価値を創造します。

また、市民向けアンケートの結果を踏まえて、本市の貴重な財産である自然、歴史、文化等の魅力を最大限に引き出し未来へつないでいくために、地域資源の保全や地域コミュニティの維持・深化を目指します。

そして、市民一人一人が誇りをもって暮らせるまちづくりを目指します。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 地域の行事や居場所に参加して、地域の人と交流し支え合いましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 住民相互の交流や支え合いの機会を通して、地域での共助によるコミュニティの強化に取り組めます。

【行政が取り組むこと】

- 地域の人が、他地域や他世代とつながって交流を深め活躍する機会を設け、魅力的な地域づくりに努めます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

我がまちの豊かな自然、風土や文化を守る活動に参加しましょう。

地域の行事や居場所に参加して、できるだけ地域の人と顔見知りになりましょう。

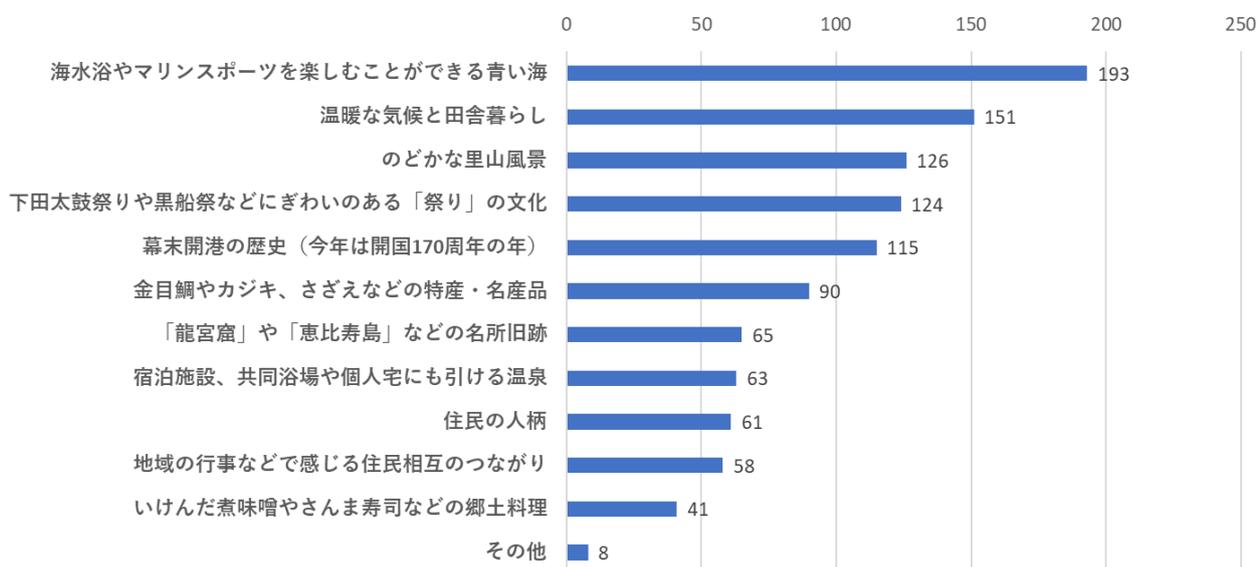
社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置、生活支援・介護予防協議体の運営により、ニーズ把握や新たな生活支援サービスの開発に努める人材の発掘に取り組めます。
下田市ふれあい広場	住民相互の交流を通して、一人一人の人格と個性を尊重し、共に生きるまちづくりを目指し、下田市ふれあい広場を開催します。
赤い羽根共同募金運動	赤い羽根共同募金運動(スローガン「じぶんの町を良くする仕組み」)を推進します。 寄付金は、地域福祉活動や生活のしづらさを抱える世帯の支援に活用し、地域のために役立てられていることを周知します。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
生涯学習に係る各種教室・講座等の開催	多世代が参加可能な教室や講座を開催することで、市民の生涯学習の機会を創出するとともに、世代間交流を促進します。 例：ボッチャ教室、水産海洋学講座等	生涯学習課
地域学校協働活動の推進	学校運営協議会と地域学校協働活動推進員との協働により、学校と地域社会の連携を深めます。 例：地域住民による総合的な学習への支援や学校環境整備への協力等	生涯学習課 学校教育課

【地域において特に大切にしたいと考えるもの（複数回答可）】



(住民向けアンケート調査結果)

【基本目標2】地域で安らげるしくみを育み「寄りそう」

施策の方向性1 相手への思いやり、支え合い活動の推進

目指す方向性

隣近所や地域において、支援を必要とする人を見守る活動を推進するとともに、病や障害を抱えても地域で安心して暮らせるように生活支援の充実を図ります。また、医療機関や福祉サービス事業者等と連携して、支援体制の整備に取り組みます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 地域（隣近所）の人と声かけをする関係をつくりましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 民生委員児童委員や福祉サービス事業者等と連携し、見守り等が必要な世帯の相談支援を行います。

【行政が取り組むこと】

- 民生委員児童委員の活動を支援し、福祉・介護事業者との連携のしくみをつくります。また、地域に密着した事業者等に見守りなどの協力を依頼します。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

地域（隣近所）の人と声かけをする関係をつくりましょう。

支援を必要とする世帯を把握したら、プライバシーに配慮しながら見守りを行いましょう。民生委員児童委員や相談支援機関等を把握し、必要に応じて相談するなど連携しましょう

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
民生委員児童委員や福祉サービス提供事業所等との連携による相談支援	民生委員児童委員や福祉サービス提供事業者等と連携して見守りが必要な世帯の相談支援を行います。
配食サービス事業者等との連携	配食サービス事業者等に利用者への声かけや見守りを依頼します。
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう社会参加を通じた介護予防の促進や、多様な生活支援サービスの創出など地域づくりを行います。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
各相談窓口の設置	市民相談を始めとした各種相談窓口を通じ、相談者に寄り添った支援・連携を図ります。	各担当課
民生児童委員活動事業	協力員制度も利用して民生委員児童委員の負担軽減を図り、地元区と連携して民生委員児童委員の欠員補充を目指します。また、民生委員児童委員の資質向上に向けて、研修の充実や支援活動を進めます。	福祉事務所
下田市高齢者見守り隊	金融機関や郵便局、新聞等の配達業者等、地域に密着したサービスや事業を展開している事業者と連携し、見守りの体制を維持します。	市民保健課
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう社会参加を通じた介護予防の促進や、多様な生活支援サービスの創出など地域づくりを行います。	市民保健課
災害時要支援者対策事業	避難行動要支援者名簿を作成し、市民と協力し、平常時からの見守り活動を支援します。	福祉事務所

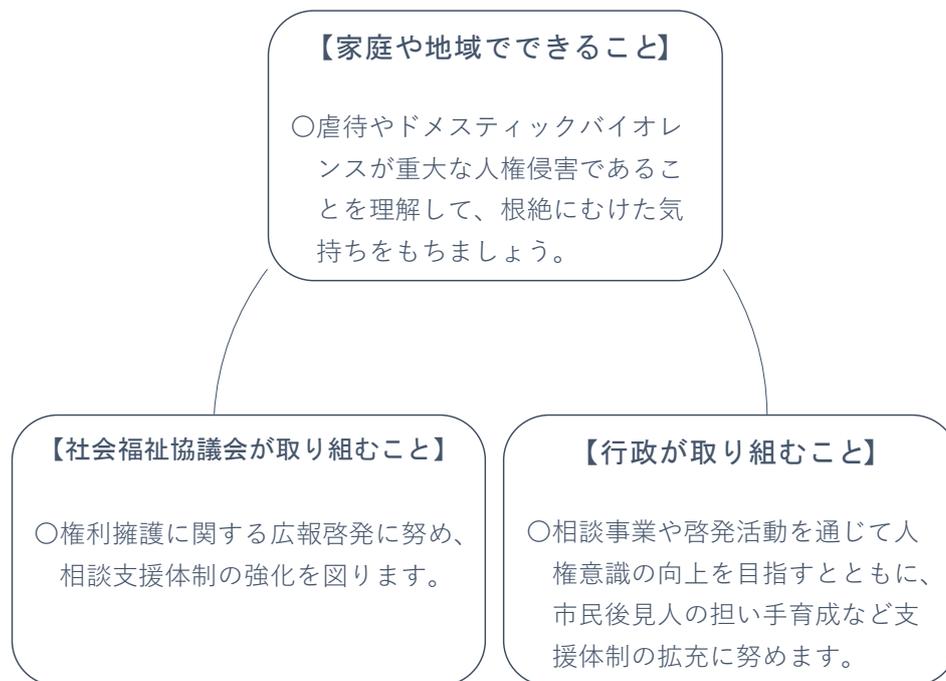
【基本目標2】「寄りそう」

施策の方向性2 一人一人の権利を守る支援の「しくみ」づくり

目指す方向性

人は、すべて生まれながらにして自由・平等であり、人として生きる権利を有しています。判断能力に不安があり、重要な契約行為の締結や財産管理に不安がある場合も、地域の見守りと成年後見制度など権利擁護支援を推進し、明るく住みよい地域社会を目指します。

私たちの取組例



家庭や地域でできること・お願いしたいこと

虐待やドメスティックバイオレンスが重大な人権侵害であることを理解し根絶にむけた気持ちを持ちましょう。

成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護に関する制度や相談窓口の把握に努めましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
権利擁護に関する相談窓口の設置	権利擁護に関する相談窓口を設置し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に関する相談支援を行います。
権利擁護に関する広報啓発	成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する広報啓発に取り組みます。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な人を対象として、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理や書類等の預かりなどの支援を行います。
法人後見事業	法人後見として、成年被後見人や被保佐人等の身上監護・財産管理を行います。
市民後見人養成事業	市民後見人や法人後見など担い手の育成に取り組みます。また、専門職後見人や家庭裁判所等と連携し、権利擁護に関する支援が円滑に行われるようにネットワークの構築に取り組みます。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
成年後見制度の利用促進 地域生活支援事業	成年後見制度の周知を図るため市民に向けた制度説明や研修会を実施するとともに、広く市民が制度を適切に利用できるよう市民後見人育成を支援します。	市民保健課 福祉事務所
虐待防止・虐待対応	虐待を発生させないための啓発や相談窓口の周知を行います。また、虐待を早期に発見し迅速に対応できるよう、関係機関との連携や庁内体制の整備を行います。	市民保健課 福祉事務所
家庭児童相談室 要保護児童対策地域協議会	支援等必要な児童等に対し適切に監護されるよう関係機関が連携し児童等の養育環境の支援に取り組みます。	福祉事務所

「第1期下田市成年後見制度利用促進基本計画」の策定について

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市では成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく、「第1期下田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

第1期 下田市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の概要

下田市成年後見制度利用促進基本計画（以下、「計画」という）は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当市における成年後見制度の利用促進に関する施策について定めるものです。

本計画では、高齢や障害等の事情により、判断能力が不十分等の状態になっても安心して尊厳ある生活を継続できる下田市を実現するために、権利擁護の中心となる制度である成年後見制度の利用促進を図ります。

なお、本計画は、本市におけるウェルビーイングの実現を目指し策定された「第5次下田市地域福祉計画」及び「第5次下田市地域福祉活動計画」と一体的に策定されています。よって、「第5次下田市地域福祉計画」及び「第5次下田市地域福祉活動計画」と基本的な理念や目標を共有し、計画期間についても同様に令和7年度から令和11年度の5年間とします。

2 計画の目標

(1) 将来について前向きに考え、備えられる地域社会の実現

成年後見制度の周知を図り相談体制と利用支援制度を整備することで、人生のどの段階にあっても必要な人に必要な支援が届く地域社会を目指します。

(2) 中核機関を中心とした協働と連携の強化

中核機関を中心とした地域のネットワークを強化し、制度を支える持続可能な仕組みを構築します。

(3) 多様な担い手による柔軟で包括的な権利擁護の実現

行政、関係機関、地域住民がそれぞれの立場から権利擁護に関わることで、多様なニーズに応じた支援体制を育みます。

3 施策の具体的内容

(1) 中核機関の機能の明確化と体制強化

【現状と課題】

本市を含む賀茂郡の1市5町では、権利擁護支援のための地域ネットワークの中核となる機関（中核機関）としての役割を下田市社会福祉協議会に委託してきました。しかし、中核機関と行政の役割が曖昧であり、それぞれの機能を十分に発揮していると

は言いにくい状況にあります。また、行政の取組は、身よりのない方の市長申立てや後見報酬の助成が中心であり、制度に関する周知・広報は不十分な状態にあります。

【具体的施策】

- ・賀茂郡1市5町での定期的な協議の場を設けることにより、中核機関の機能を明確化するとともに、運営状況を見直します。
- ・中核機関と行政が定期的な相談内容の共有を行うことで、地域の後見ニーズの把握に取り組みます。
- ・行政と中核機関の担当者が共通の専門的な研修を受講する機会をつくり、相談機能の強化を図ります。
- ・成年後見制度に関する周知・広報について、関係機関との調整を図り、効率的な広報を実施することで、市民にとって身近な制度となるよう取り組みます。
- ・成年後見制度に関わる機関の連携強化のための取組について検討します。
- ・以上の施策を実施するため、中核機関における適正な人員配置について検討します。

(2) 任意後見制度の利用促進

【現状と課題】

任意後見制度は、将来の判断能力の低下等に備えて、あらかじめ後見人になってもらう人や後見人に依頼したい内容を決めておく制度です。本人の意思の反映や尊重ができるという点でメリットがある制度ですが、法定後見制度に比べて、周知が十分に進んでいない現状があります。また、利用のための手続の煩雑さや一定の費用がかかること等により、利用が伸びていないことが考えられます。行政としても、任意後見制度の利用促進については、具体的な方針や支援策がないという状況にあります。

【具体的施策】

- ・将来についての不安を抱える方が、任意後見制度を始めとして、多様な権利擁護の仕組みの利用を検討できるよう、継続的に相談できる体制を整えます。
- ・任意後見人の担い手となることが想定される関係機関との協議の場を持ち、制度の計画的な周知・広報を実施します。
- ・任意後見制度の利用支援のための仕組みづくりに向けて、関係機関との協議を踏まえ、検討を進めます。

(3) 総合的で持続可能な権利擁護支援体制の構築

【現状と課題】

成年後見人等への報酬や申立て費用について助成制度を設けています。また、後見等のニーズの増加による担い手不足に対応するため、平成28年度から市民後見人養成講座を賀茂地区1市5町で実施してきました。本市では令和5年3月31日時点で44人の方が講座を修了していますが、制度を有効活用するには課題がある状況です。

【具体的施策】

- ・助成制度について、社会的な要請や他自治体の動向等を踏まえながら、適宜見直しを行います。
- ・市民後見人養成講座を修了した方の活躍の場やサポート体制について、社会福祉協議会や専門職団体等の関係団体及び修了者本人と検討する場を設けます。
- ・すべての人が安心して尊厳を持った暮らしを実現できるよう、地域における権利擁護意識の醸成に取り組みます。

4 推進体制・進行管理・評価

「第5次下田市地域福祉計画」及び「第5次下田市地域福祉活動計画」に準じます。

【基本目標2】「寄りそう」

施策の方向性3 生活の困りごとを相談できる地域連携のしくみづくり

目指す方向性

社会経済情勢の変化に伴って核家族化が進行している中、生活上の悩みや困りごとを抱え、支援を必要としている人を早期に把握する必要があります。本人や家族、自治会や民生委員児童委員など地域の支援者、相談機関、行政等が連携して課題解決に取り組む地域連携のしくみづくりを目指します。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 困りごとを抱えている人を把握したら、プライバシーを尊重しながら、民生委員や相談機関等につなぎましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 支援を必要とする人（世帯）の困りごとを受け止め、課題を整理し、関係機関等と連携して必要な情報を提供し、課題の解決に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 地域住民の生活課題について、支援関係機関との連携等によりその解決を図るため必要な措置を講ずるよう努めます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

身近な人と相談しあえる関係をつくりましょう。

社会や身近な地域で起きている問題について関心を持ちましょう。

地域で困りごとを抱えている人を把握したら、プライバシーに配慮しながら、民生委員や相談機関等につなぎましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
自立相談支援事業	相談者が抱える複合的な生活課題を受け止め、本人とともに支援計画を策定し、適切なサービスにつなぐ他、関係機関との連携により支援します。
家計改善支援事業	家計の「見える化」と根本的な課題を把握し相談者が自ら家計の管理ができるように、相談支援を行います。
子どもの学習・生活支援事業	子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援に取り組みます。
生活福祉資金貸付制度の相談窓口	静岡県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付制度」の相談窓口を設置し、相談支援を行います。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
各種相談窓口の設置	市民相談を始めとした各種相談窓口を通じ、相談者に寄り添った支援・連携を図ります。	各担当課
生活支援体制整備事業	市民を含む多様な主体間のネットワークを推進することにより、地域全体で高齢者の生活課題に対応できる体制の実現を目指します。	市民保健課
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方に対し、経済的自立のみならず、日常生活及び社会生活自立に向け、関係機関と連携し、包括的な支援に取り組みます。	福祉事務所
地域包括ケアシステムの構築	介護保険制度を活用した生活支援を中心に医療・介護・福祉事業者のネットワークを活用し、市民が地域で生活できるよう支援を進めます。	市民保健課 福祉事務所

【基本目標2】「寄りそう」

施策の方向性4 移動支援、ユニバーサルデザインのまちづくり

目指す方向性

本市には、地域ごとに移動に関する様々なニーズがあります。子育て世代を始め、高齢者や障害を抱える人などが気軽に外出できる住まい環境が求められています。

また、観光客などの交流人口や地域と多様に関わる関係人口がアクセスしやすい交通網の整備が重要です。

移動や外出に困難を抱えることなく、地域活動や社会参加が可能となり、誰もが不自由なく日常生活を送れるように、公共交通機関との連携による移動支援の充実、公共施設等におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進に取り組みます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 周囲に迷惑をかける路上駐車や路上駐輪はやめましょう。
- 他者を理解し、困っている人に手を差しのべる心のバリアフリー化を心がけましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるように住民主体の生活支援の一環としての移動支援について、担い手の発掘や育成に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 社会資源の創出に向けた生活支援・介護予防協議体の設置の検討など、生活支援体制整備事業の円滑な実施に努めます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

周囲に迷惑をかける路上駐車や路上駐輪はやめましょう。

視覚障害者誘導用ブロックの上に、移動の妨げとなる物を置かないようにしましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるように住民主体の生活支援の一環としての移動支援について、担い手の発掘や育成に取り組みます。
ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発活動	福祉教育の機会や社協だより・SNSを通してユニバーサルデザイン・バリアフリーについての啓発に取り組みます。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
障害福祉サービス事業 地域生活支援事業 重度心身障害者タクシー利用助成事業	障害者に対する移動支援や同行援護など、各種サービスを実施し障害者の生活支援を推進します。	福祉事務所
福祉有償運送協議会	自家用有償旅客運送の登録申請に対し、道路運送法に基づく必要事項を審議し、福祉有償運送の適正な運営の確保に努め移動支援の向上を図ります。	福祉事務所
公共交通推進事業	自主運行バスやコミュニティバス等の運行を通じて、地域公共交通の推進に取り組みます。	建設課
生活支援体制整備事業	住民主体の生活支援の一環としての移動支援について、担い手の発掘や育成に取り組みます。	市民保健課
パラスポーツの振興	スポーツ推進委員と連携し、スポーツを通じた住民の健康増進に取り組むと友に、パラスポーツの取組を通じて地域におけるユニバーサルデザインの推進に取り組みます。	生涯学習課

【基本目標3】生きがい、はたらきがいを「つちかう」

施策の方向性1 支え合える「ひと（担い手）」づくり

目指す方向性

年齢や障害・疾病の有無にかかわらず、すべての人が地域とつながり、生きがいを持ち、自分らしく生きることが大切です。また、自らの経験や技能を生かし、活動することは地域づくりに必要なことです。

本市では少子高齢化により担い手が減少しており、役員等の固定化による個人の負担増加が課題となっています。それぞれの立場や役割を超えて、これからの下田を考える「ひと」づくりに取り組みます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

○福祉に関する知識を学ぶ研修会やボランティア活動の場に積極的に参加しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

○誰もが生きがいを持ち、生活できるように、ボランティア講座や居場所・サロン等の担い手の育成及びリーダーの養成に努めます。

【行政が取り組むこと】

○社会福祉協議会等と連携し、生活の困りごとを抱えた人が適切な支援を受けられるよう担い手の育成に取り組みます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

福祉に関する知識を学ぶ研修会やボランティア活動の場に積極的に参加しましょう。

「自分にもできそう（やってみたい）」と考えている趣味やボランティア活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
子育てボランティア・サポーターの養成	地域で安心して子育てができるように、子育てボランティア、子どもの見守りや子育て支援を行うサポーター養成講座を開催します。
ボランティア育成とボランティアセンターの運営事業	ボランティア活動の活性化と個別ニーズに対応できる支援体制の整備を目的として、個人ボランティア登録の仕組みを推進します。 ボランティア個人（団体）の親睦と交流を図るため、下田市ボランティア連絡協議会の運営を支援します。
権利擁護支援の担い手の育成	権利擁護を必要としている人が、地域で安心して暮らせるように市民後見人や日常生活自立支援事業生活支援員等を養成するとともに、法人後見の立ち上げを支援します。
手話奉仕員養成講座の開催	聴覚障害の理解を深め、日常生活を営む上で必要な手話表現を習得するため、手話奉仕員養成講座を開催します。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置、生活支援・介護予防協議体の運営により、ニーズ把握や新たな生活支援サービスの開発に努める人材の発掘に取り組みます。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
地域福祉活動計画推進事業	社会福祉協議会の活動を支援することにより、子育て支援事業、子育てサポーター養成講座、ボランティアセンター事業の効果的な実施を推進します。	福祉事務所
市民後見人育成事業	認知症等になっても安心して暮らせる地域の実現を目指して、権利擁護の新たな担い手となる市民後見人の育成及び支援を推進します。	市民保健課

地域生活支援事業	障害を抱える人が地域で生活できるように、手話奉仕員養成講座やゲートキーパー養成研修会等を通して、支援の輪を広げる活動に取り組みます。	福祉事務所
民生児童委員活動事業	協力員制度も利用して民生委員児童委員の負担軽減を図り、地元区と連携して民生委員児童委員の欠員補充を目指します。また、民生委員児童委員の資質向上に向けて、研修の充実や支援活動を進めます。	福祉事務所
生活支援体制整備事業	高齢者の自立や生活支援に資する活動の担い手を育成・支援することで、地域の支え合いの体制づくりを推進します。	市民保健課
一般介護予防事業	介護予防教室指導者、運動指導者、居場所・サロン活動などを支援します。	市民保健課

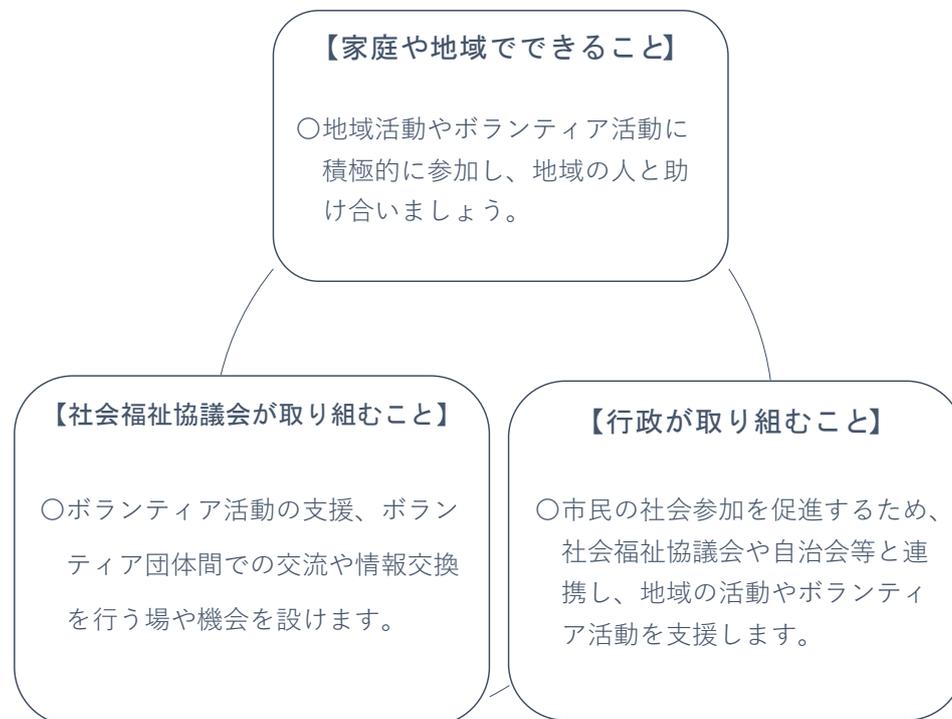
【基本目標3】「つちかう」

施策の方向性2 地域や社会の活動に参加しやすい環境づくり

目指す方向性

地域活動やボランティア活動は、地域とのつながり、参加者の生きがいにもつながるだけでなく、地域の状況や生活上の困りごとを知ることができる重要な活動です。誰もが可能な範囲で参加できる活動のしくみづくりを目指します。

私たちの取組例



家庭や地域でできること・お願いしたいこと

「自分にもできそう(やってみたい)」と考える地域活動やボランティア活動を始めてみましょう。
幅広く住民が参加できる地域活動・ボランティア活動の工夫に努めましょう。
地域活動やボランティア活動に関する知識等を学ぶ場に積極的に参加しましょう。
人それぞれが持っている得意なことを生かせるボランティア活動を始めましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
下田市総合福祉会館の管理運営	住民相互の交流と居場所づくり、生きがいのづくり、利用者の健康保持と趣味余暇活動の促進を進めることで、下田市総合福祉会館を市民に広く親しまれる施設として管理運営を行います。
ボランティアセンター事業	ボランティア活動の活性化を図るため、下田市ボランティア連絡協議会の運営、ボランティア活動保険等加入手続、個人ボランティア登録などの支援を行います。
地域福祉活動応援事業	地域活動や居場所活動支援のため、脳トレ・体操のテキストやDVDの貸出しを行います。
地域食堂の立ち上げ、運営支援	子どもからお年寄りまで幅広い世代の交流の場として、地区の民生委員児童委員を中心とした住民有志とともに地域食堂を立ち上げ、運営を支援します。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
地域福祉活動計画推進事業	社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体や老人クラブの活動を支援します。	福祉事務所
総合福祉会館管理運営事業	総合福祉会館を包括的に管理運営し、より効果的な施設の活用に取り組みます。	福祉事務所

【基本目標3】「つちかう」

施策の方向性3 地域でつながる多様な居場所づくり

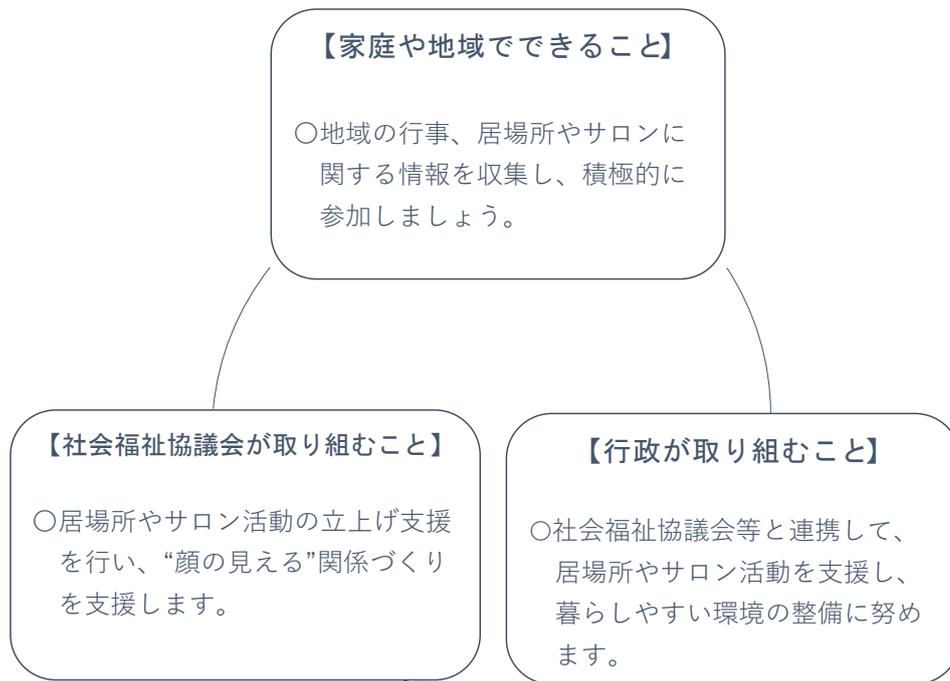
目指す方向性

本市では、人口減少、核家族化の進行や移住者の増加等により、地域の付き合い方も様変わりしつつあります。

誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らすためには、住民の交流の機会や活動拠点づくりが重要となります。

子育て世代の相談や情報交換、息抜き場として、また高齢者や障害を抱える人も参加できる趣味や生きがいの創出、介護予防の活動の場として、誰もが気軽に参加できる多様な居場所づくりに取り組みます。

私たちの取組例



家庭や地域でできること・お願いしたいこと

地域の行事、居場所やサロン活動に関する情報収集を行い、積極的に参加しましょう。

地域の行事、居場所やサロン活動に参加する際は、周囲の人にも声をかけて参加を呼びかけましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
生活支援体制整備事業	居場所やサロン活動などの推進を図るため、助成金の申請手続の支援、運営上の相談や従事者等の交流会開催を行います。
地域福祉活動計画推進事業 (子育てサロンの実施)	子育て世帯の育児不安を解消することを目的として、親子の交流の場を設け、子育てに関する相談支援を行います。
子どもの学習・生活支援事業	子どもへの学習支援や仲間と出会い活動できる居場所づくり、学習の重要性について保護者の理解促進等を支援します。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
生活支援体制整備事業	市民が主体となって運営する高齢者の通いの場の開設支援及び運営支援を継続して行うことで、地域のつながりの創出に取り組めます。	市民保健課
在宅高齢者引きこもり予防事業	高齢者の社会参加・介護予防・健康増進を目的とした地域の居場所を整備し、継続的な運営の支援を行います。	市民保健課
子育て支援対策事業	市内の子育て関係団体と市で構成された子育て支援ネットワークが中心となり、市内公共施設等を活用して、多様な世代の集まることのできる「下田わくわくパークこれば！」を開催し、居場所づくりに取り組めます。	福祉事務所
放課後児童対策事業	指導員の確保・育成を進め、事業内容及び環境の充実に努め、すべての小学校区での放課後児童クラブの開設を継続します。	学校教育課

【基本目標4】いのちを育む地域をつくり「支え合う」

施策の方向性1 地域をあげた子育て環境の充実

目指す方向性

妊娠から出産、子育てに至るまで、お子さんが健やかに成長し、保護者の子育ての悩みや不安を和らげるよう、相談体制やサービスの充実を図るとともに、地域社会全体の連携により子育てを見守り応援する環境づくりを進めます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 子育てサロンや居場所、地域食堂などの活動を応援しましょう。
- 子育て世帯の見守り・声かけ、支え合いに努めましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 子育て世帯が安心して参加できるサロンや居場所、地域食堂の活動支援に取り組めます。

【行政が取り組むこと】

- ファミリーサポートセンター事業等の実施のほか、子ども家庭総合支援拠点による相談体制を充足させ、子育てを地域全体で支援する環境づくりを推進します。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

子育てサロンや居場所、地域食堂等の活動を応援しましょう。
子育て世帯の見守り・声かけ、支え合いに努めましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
子育てサロンの開催	子育て世帯の育児不安の解消を目的として、子育てサロンを開設し、親子が交流できる場の提供や相談できる体制を整えます。
下田市ファミリーサポートセンターまかせて会員養成講座の開催	ファミリーサポートセンター事業で活動するための知識と技術を学ぶための講座を開催します。
下田子育て支援ネットワークへの参画	ボランティア団体、社会福祉協議会、行政が協働し、子育てしやすい地域の実現を目指し、子育て支援事業の企画・立案・運営に取り組みます。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
妊婦サポート 119 事業（妊婦情報事前登録制度）	下田地区消防組合の対象地域である 1 市 4 町において、妊婦が事前登録することにより出産の兆候が始まった時など緊急時に分娩取扱施設までの搬送体制を整えます。	市民保健課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後 4 か月までの赤ちゃんのいる家庭に相談員が伺い、育児に関する不安や悩みの相談に乗り、養育者を支援します。	福祉事務所
子ども家庭総合支援拠点 家庭児童相談室 要保護児童対策地域協議会	支援が必要な児童等に対し適切に監護されるように関係機関と連携し、児童等の養育環境を支援します。	福祉事務所
子育て支援対策事業	市内の子育て関係団体と市で構成された子育て支援ネットワークが中心となり、多様な世代の集まることのできる「下田わくわくパークこれば！」を開催し、居場所づくりに取り組みます。	福祉事務所
放課後児童対策事業	指導員の確保・育成を進め、事業内容及び環境の充実に努め、すべての小学校区での放課後児童クラブの開設を継続します。	学校教育課

【基本目標4】「支え合う」

施策の方向性2 市民の生命と財産を守る防災・防犯対策の推進

目指す方向性

(防災) 近年、地震や台風、線状降水帯による大雨等、全国で自然災害の頻発・激甚化がみられ、本市においても土砂災害の被害が報告されています。災害から生命や財産を守ることができるよう、災害時に助けあえる地域づくりを目指します。

(防犯) 特殊詐欺や車上狙いなどの犯罪被害に遭わないよう、地域ぐるみで防犯意識の向上、青少年の健全育成などを目的とした防犯活動に取り組み、犯罪のない住みよいまちづくりを目指します。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

- 必要な防災用品を自宅に備えておきましょう。また、自宅や学校、職場などの危険箇所や避難場所を確認しておきましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 自然災害を想定し、市民自らが生命と財産を守る準備と被災生活を余儀なくされた場合に備え、研修会や災害ボランティアセンターの立上訓練に取り組みます。

【行政が取り組むこと】

- 防災に関し、市民の防災意識を高める広報啓発に努めます。また、災害時に支援を必要とする人を把握するとともに、自治会や関係機関との連携を図り、適切な避難支援につなげます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

必要な防災用品を自宅に備えておきましょう。

地域の防災・防犯の自主活動に積極的に参加しましょう。

子どもたちの登下校時の交通事故防止、高齢者を狙う特殊詐欺防止など、地域での交通安全対策・防犯活動に協力しましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
災害ボランティア活動の支援	災害ボランティアコーディネートの会と連携し災害ボランティア活動の支援や災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組みます。
災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練	災害ボランティアセンターの役割について自治会長や民生児童委員等への周知を図るとともに、被災後、迅速かつ円滑な対応ができるよう立ち上げ訓練を実施します。
防犯講座の開催	交通事故防止や特殊詐欺など被害を未然に防ぐ研修会の開催に努めます。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
防災組織育成事業	地域の自主防災活動を支援し、身近な市民の命を守り、災害時の安全・安心を確保することに努めます。	防災安全課
防災訓練事業	土砂災害防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等を行い、住民の自助・共助意識の向上を図ります。	防災安全課
災害ボランティアコーディネートの会との連携強化	災害時における市民等への円滑な支援を行うため、災害ボランティアコーディネートの会と防災訓練を行うなど連携強化を図ります。	防災安全課
避難所の体制等整備	避難所の環境整備及び運営のための体制整備を行うほか、要配慮者の受入先となる福祉避難所開設訓練を実施します。	防災安全課
非常用トイレの整備	指定避難所となる学校施設に車椅子対応型洋便器を備えた非常用トイレを整備していきます。	防災安全課
災害時要支援者対策事業	一人では避難できない高齢者などが円滑に避難できるよう、市民と協力し、一人一人の状況に応じた避難支援が確保されるよう取り組みます。	福祉事務所

「第1期下田市再犯防止推進計画」の策定について

本市では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、「第1期下田市再犯防止推進計画」を策定しました。

第1期下田市再犯防止推進計画

安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪や非行の再犯防止が重要な課題となります。罪を犯した者の中には、貧困、傷病、障害等、様々な行きづらさを抱えた人もおり、そうした人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、行政や地域の人たちが一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

この「第5次下田市地域福祉計画」では、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するための「下田市再犯防止推進計画」を包含し、罪を犯した者の円滑な社会復帰を促進するための取組を進めます。

住民・地域に求める役割

- 再犯防止の取組を進める保護司や関係団体等に関し理解を深めましょう。
- 地域住民がお互いを尊重し、支えあいましょう。
- 犯罪や非行をした人の社会復帰を受け入れる地域づくりを進めましょう。

課題と取組

1 更生保護活動の推進

犯罪をした者等が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援に当たる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会などの関係団体と連携し、地域社会の一員として立ち直りを支援する取組を進めていきます。また、保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全、安心の担い手として多面的な役割が期待されています。市としても、保護司制度の周知及び保護司の人材確保に協力します。

2 広報・啓発活動の推進

毎年7月は、「社会を明るくする運動強化月間」であり、社会を明るくする運動の一環として、保護司会を中心に市等の関係者が駅で街頭広報としてチラシを配布し、犯罪や非行の防止、再犯防止に関する広報、啓発活動に取り組んでいます。

また、毎年、市内の小中学生を対象に「社会を明るくする運動」の作文を募集するとともに、小学校、中学校及び高校で年3回、登下校時の声かけ運動を行い、青少年の健全育成に取り組めます。

これらを通じて、広く犯罪や非行の防止及び犯罪をした人たちの後世についての理解

を進め、子どもたちや高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域での再犯防止のため、社会を明るくする運動を通じて、市民に対し更生保護活動の普及啓発を実施します。

3 福祉サービスの提供

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、学習障害（LD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）などの発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていないなど、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。

罪を犯した者等に関する理解を進め、犯罪の予防として地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう）につなげられるよう、地域の関係機関等と連携して、発達上の課題を踏まえた支援について検討を行います。

4 学校等と連携した就学支援の実施等

非行を未然に防止するために、また、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、学校を始めとした地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する相談受付といった様々な取組を進めます。

5 女性保護

令和6年度から女性相談員を設置し、電話相談や窓口相談により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、女性相談センターと連携して生活全般の相談、指導及び支援を行います。

20歳以上の刑法犯検挙者数及び再犯者数データ（令和5年）

《静岡県》

単位（人）

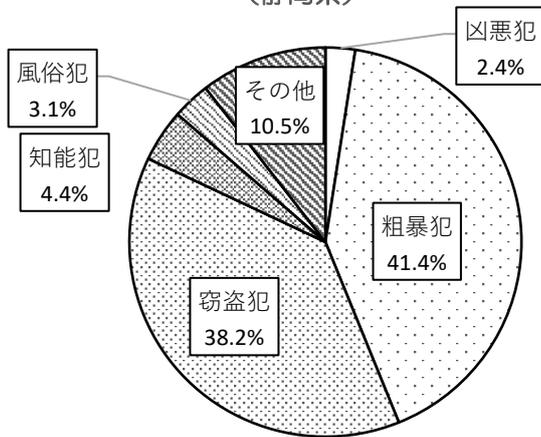
罪種別	総数	初犯者・再犯者別		
		初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	4,956	2,618	2,338	47.2%
うち 凶悪犯	121	64	57	47.1%
うち 粗暴犯	1,770	1,085	685	38.7%
うち 窃盗犯	2,166	999	1,167	53.9%
うち 知能犯	257	114	143	55.6%
うち 風俗犯	144	82	62	43.1%
覚醒剤取締法	153	23	130	85.0%
麻薬等取締法	17	10	7	41.2%
大麻取締法	165	72	93	56.4%

《下田警察署》

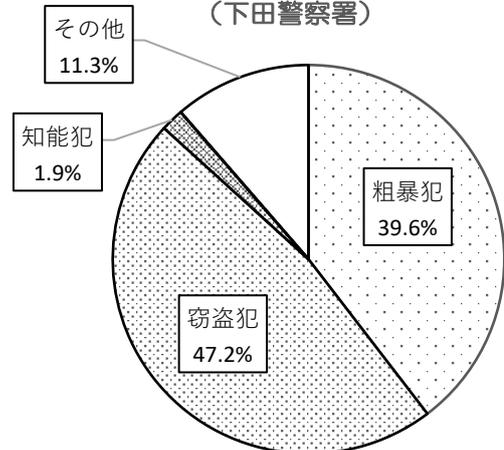
単位（人）

罪種別	総数	初犯者・再犯者別		
		初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	92	39	53	57.6%
うち 凶悪犯	0	0	0	—
うち 粗暴犯	41	20	21	51.2%
うち 窃盗犯	36	11	25	69.4%
うち 知能犯	3	2	1	33.3%
うち 風俗犯	0	0	0	—
覚醒剤取締法	2	0	2	100.0%
麻薬等取締法	1	1	0	0.0%
大麻取締法	4	3	1	25.0%

刑法犯罪種別再犯者構成比
（静岡県）



刑法犯罪種別再犯者構成比
（下田警察署）



※「法務省矯正局提供データを基に下田市作成」

【基本目標4】「支え合う」

施策の方向性3 社会福祉協議会の基盤強化

目指す方向性

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域共生社会の実現にむけ、包括的な相談支援体制の整備、居場所や就労など社会参加の支援、住民同士が顔の見える地域づくりの中核的な役割を担うことが期待されています。

社会福祉協議会が連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など体制整備に取り組みます。また、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合性を図り、一体的に取り組みます。

私たちの取組例

【家庭や地域でできること】

○社会福祉協議会の役割について理解を深めるとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域福祉活動や事業等に参加しましょう。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

○住民に社会福祉協議会の役割や活動について広く理解していただくとともに、地域福祉の効果的な事業運営と安定した財源の確保に努めます。

【行政が取り組むこと】

○地域福祉の推進役である社会福祉協議会との連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など体制整備の支援に努めます。

家庭や地域でできること・お願いしたいこと

社会福祉協議会が担う役割について理解を深めるとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域福祉活動や事業等に参加しましょう。

社会福祉協議会と連携を図り、関係機関・団体等とのネットワークの構築に努めましょう。

社会福祉協議会の事業・取組

事業・取組	内容
地域福祉活動計画の推進	本計画の進捗管理及び定期的な評価の実施を通して、着実な地域福祉の推進に取り組みます。
社会福祉協議会への理解を深める 広報啓発、会員の加入促進	社会福祉協議会への理解を深め、活動への参画を促進するため、『社協だより』等の広報誌やホームページ・SNS等を通じて、地域の実情や社会福祉協議会活動の広報啓発に取り組みます。
地域における福祉ニーズの把握と支援 方法等の企画立案・資源開発	地域における福祉ニーズを把握するため、自治会や民生児童委員、ボランティア、当事者団体、企業・関係機関等との情報交換会に努めます。 また、地域福祉課題の解決にむけて、支援方法等の企画立案、資源の開発に取り組みます。
社会福祉協議会事務局機能の強化、 将来的な在り方の検討	社会福祉協議会の基盤強化を図るため、職員の人材確保と育成、自主財源の確保など事務局機能の強化に取り組みます。 また、社会福祉協議会を取り巻く環境の変化に対応した組織運営を行うため、社会福祉協議会に求められる使命や役割を確認しながら、中長期的な視点に立った事業運営を行うための検討を行います。

行政の施策・取組

施策・取組	内容	担当課
社会福祉協議会の基盤強化にむけた支援	地域福祉の推進役である社会福祉協議会との連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など体制整備の支援に取り組みます。	各担当課
地域福祉計画の推進	社会福祉協議会と連携し、本計画の進捗管理及び定期的な評価の実施を通して、着実に地域福祉を推進します。	福祉事務所
人権擁護委員との連携	特設人権相談所の開催。 小学校における人権教室の開催等、人権関連事業の推進に協力します。	福祉事務所

第4章 下田市の現状について

第 4 章

下田市の現状について

1 下田市の現状について

1 人口及び世帯の推移

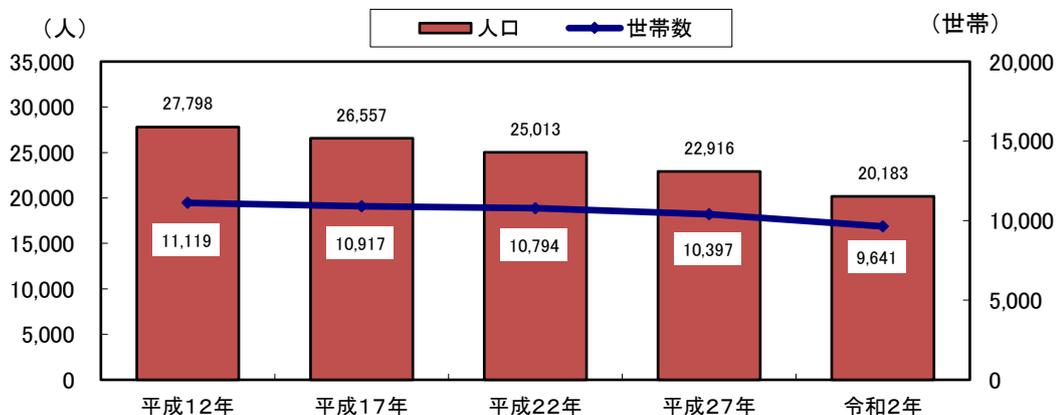
本市における人口は昭和 50 年をピークに減少を続けています。また、世帯数については調査開始時より増加傾向にあり、一世帯当たりの平均人員も減少を続けています。

図表 4-1 国勢調査による人口世帯数の推移

単位 (人、%)

年次	(西暦)	世帯数	人 口			一世帯 平均人員	前回との比較	
			男	女	計		人口増減	増加率
大正 9 年	(1920)	4,587	11,541	10,999	22,540	4.9	—	—
昭和 5 年	(1930)	4,730	11,432	11,657	23,089	4.9	549	2.4
昭和 10 年	(1935)	4,887	11,877	12,254	24,131	4.9	1,042	4.5
昭和 15 年	(1940)	5,152	12,286	12,709	24,995	4.9	864	3.6
昭和 20 年	(1945)	5,869	13,469	14,752	28,221	4.8	3,226	12.9
昭和 25 年	(1950)	5,794	13,523	14,761	28,284	4.9	63	0.2
昭和 30 年	(1955)	5,815	13,011	14,358	27,369	4.7	△ 915	△ 3.2
昭和 35 年	(1960)	6,373	13,139	14,248	27,387	4.3	18	0.1
昭和 40 年	(1965)	7,353	13,566	15,079	28,645	3.9	1,258	4.6
昭和 45 年	(1970)	8,546	14,297	16,021	30,318	3.5	1,673	5.8
昭和 50 年	(1975)	9,621	15,140	16,560	31,700	3.3	1,382	4.6
昭和 55 年	(1980)	10,069	14,799	16,208	31,007	3.1	△ 693	△ 2.2
昭和 60 年	(1985)	10,134	14,458	15,751	30,209	3.0	△ 798	△ 2.6
平成 2 年	(1990)	10,911	14,420	15,661	30,081	2.8	△ 128	△ 0.4
平成 7 年	(1995)	11,075	13,889	15,214	29,103	2.6	△ 978	△ 3.3
平成 12 年	(2000)	11,119	13,230	14,568	27,798	2.5	△ 1,305	△ 4.5
平成 17 年	(2005)	10,917	12,693	13,864	26,557	2.4	△ 1,241	△ 4.5
平成 22 年	(2010)	10,794	12,002	13,011	25,013	2.3	△ 1,544	△ 5.8
平成 27 年	(2015)	10,397	11,009	11,907	22,916	2.2	△ 2,097	△ 8.4
令和 2 年	(2020)	9,641	9,675	10,508	20,183	2.1	△ 2,733	△ 11.9

図表 4-2 人口及び世帯の推移



資料：4-1～4-2 国勢調査

2 区分別人口の推移

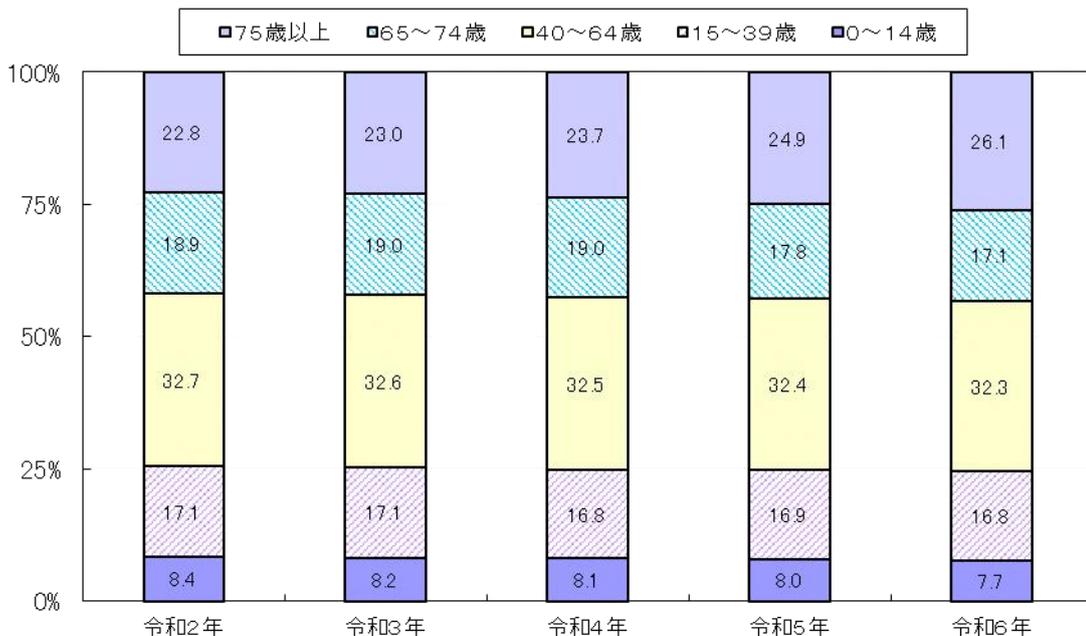
総人口が年々減少する中で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少していく一方、老年人口（65歳以上）が増加し高齢社会が進展しています。特に、令和4～6年はいわゆる団塊世代が75歳に到達する期間であるなど、75歳以上の高齢者は年々増え続けています。

図表4-3 年代別人口割合

(各年4月1日現在)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実 数 (人)	総人口	21,080	20,734	20,287	19,963	19,545
	0～14歳	1,779	1,698	1,641	1,591	1,503
	15～39歳	3,611	3,550	3,399	3,378	3,287
	40～64歳	6,900	6,769	6,595	6,470	6,308
	65歳以上	8,790	8,717	8,652	8,524	8,447
	(65～74歳)	3,980	3,949	3,846	3,558	3,351
	(75歳以上)	4,810	4,768	4,806	4,966	5,096
構 成 比 (%)	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	0～14歳	8.4	8.2	8.1	8.0	7.7
	15～39歳	17.1	17.1	16.8	16.9	16.8
	40～64歳	32.7	32.6	32.5	32.4	32.3
	65歳以上	41.7	42.0	42.6	40.3	43.2
	(65～74歳)	18.9	19.0	19.0	17.8	17.1
	(75歳以上)	22.8	23.0	23.7	24.9	26.1

図表4-4 年代別人口構成割合の推移



資料：4-3～4-4各年4月1日住民基本台帳

3 世帯当たり人員の推移

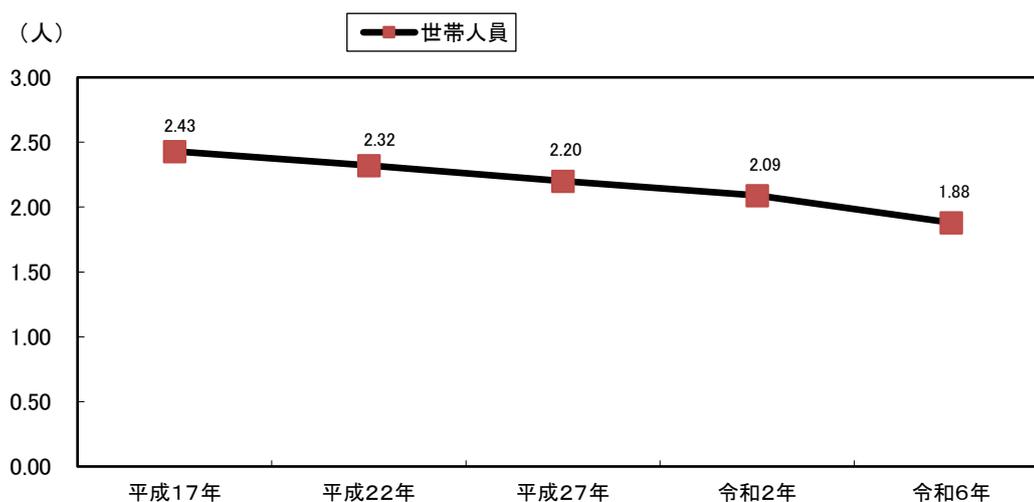
本市では、人口減少が問題となっていますが、近年の人口と世帯数の推移により、一世帯当たり人員を見ると以下ようになります。

平成 17 年は 1 世帯当たり人員が 2.43 人でしたが、それ以降徐々に減少し、令和 6 年には 1.88 人と減少しています。

図表 4-5 世帯当たり人員の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 6 年
人口 (人)	26,557	25,013	22,916	20,183	19,545
世帯数 (世帯)	10,917	10,794	10,397	9,641	10,402
一世帯当たり人員(人)	2.43	2.32	2.20	2.09	1.88

図表 4-6 一世帯当たり人員の推移



資料：4-5～4-6 国勢調査、令和 6 年は住民基本台帳

4 高齢者福祉

令和7（2025）年には、団塊の世代全てが75歳以上となり、令和17（2035）年にはより介護ニーズの高い85歳以上人口が大幅に増加するほか、令和22（2040）年には、いわゆる団塊のジュニア世代が65歳以上になり、介護ニーズの拡大と併せて担い手不足の深刻化が懸念されます。

（1）高齢者の状況

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しており、これらの人たちを支援する体制の確保が重要となります。

図表4-7 高齢者の居住割合

単位（世帯）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一人暮らし老人	2,685	2,723	2,726	2,759	2,810
高齢者世帯	1,657	1,650	1,680	1,675	1,667

資料：福祉事務所調べ 各年3月31日現在

高齢者世帯・・・高齢者のみの世帯数から一人暮らし高齢者世帯を除いたもの

（2）介護保険の状況

平成12年度から開始された介護保険制度において、被保険者数の増加に伴い要介護者数、サービス受給者数が共に増加しており、介護保険サービスが住民に浸透し、利用されています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、介護保険の利用が更に増加すると予測されます。地域の人たちも参加して支え合う生活支援サービスを充実させていくことが求められています。

図表4-8 介護保険サービス受給者

単位（人）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1号被保険者数	8,855	8,788	8,729	8,610	8,532
要介護（要支援）認定者数	1,513	1,459	1,531	1,536	1,508
サービス受給者数	1,231	1,213	1,240	1,279	1,297

資料：介護保険事業報告 各年3月31日現在

5 児童福祉

子どもを取り巻く環境は、個人の生活様式の変化や女性が社会に進出する機会の増加などの要因により大きく変化しています。

このような環境から子育てに関するニーズが多様化し、その変化の速度に合わせたサービスの提供が求められています。

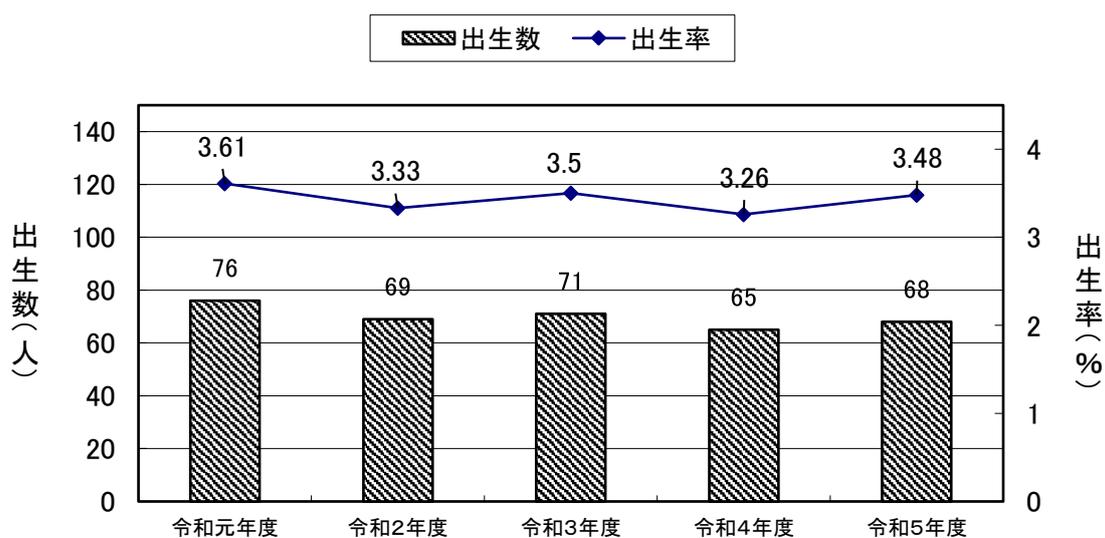
また、ひとり親家庭も多く見られることから、経済的、精神的な自立を促す方策が必要となります。

(1) 出生数

本市における出生数は、令和5年度では68人で、横ばいの状況にあります。

人口1,000人当たりの年間出生数の割合を示す出生率は減少し続け、令和5年度では3.48%となっています。

図表4-9 出生数・出生率の推移



資料：下田市統計書 各年3月31日現在

(2) 児童扶養手当受給者数

経済的な援助を必要とする児童扶養手当受給者（ひとり親家庭）は、年々減少傾向にあります。

図表 4－10 児童扶養手当受給者数

単位（人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	166	165	150	137	142

資料：福祉事務所調べ 各年3月31日現在

児童扶養手当：18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子家庭等に支給される手当です。児童に一定の障害がある場合には20歳まで支給されます。

【支給対象者】

次のいずれかの児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。

- ・父母が、離婚した児童
- ・父又は母が、死亡又は生死不明である児童
- ・父又は母が、重度の障害を有する児童
- ・父又は母が、1年以上拘禁されている児童
- ・父又は母に、1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

6 障害者福祉

障害者を取り巻く社会環境には様々な障壁が存在しますが、これらをなくし社会活動が偏見なく自由に行える環境が求められます。現在、障害者に関わる福祉施策は転換期を迎えており、国による制度設計の推移など注意深く確認を行っていく必要があります。

(1) 身体障害者福祉

身体障害者の自立と社会活動への参加を促進するため、更生相談、身体障害者手帳の交付、自立支援医療と補装具の給付等や重度在宅障害者への日常生活用具の給付、重度障害者への特別障害者手当等の給付及び居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービス等の支援に推進しています。

また、障害者団体が福祉活動を推進するための助成やパラスポーツ等の社会参加についても支援しています。身体障害者手帳所持者は、直近5年間では大きく変わることなく推移しています。

図表 4-11 身体障害者手帳所持者数

単位 (人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 数	1,073	1,095	1,089	1,061	1,071
視覚障害	65	63	65	63	60
内部障害	285	306	311	302	309
肢体不自由	639	645	631	606	615
言語障害	20	19	19	21	18
聴覚平衡機能障害	64	62	63	69	69

資料：福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

(2) 知的障害者福祉

知的障害者は、様々な要因による発達の遅れがあり、社会生活に適応することは困難がありますが、自立と社会活動への参加を促進するため、療育手帳の交付や日常生活の支援及び居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービス等の支援に取り組んでいます。

療育手帳所持者は、年々微増傾向にあり、そのうち重度のA判定の人は横ばいとなっています。

図表 4-12 知的障害者療育手帳所持者数

単位 (人)

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総 数	181	186	188	187	185
A 判定 (重度)	75	76	75	73	72
B 判定 (その他)	106	110	113	114	113

資料：福祉事務所調べ 各年 3 月 31 日

(3) 精神障害者福祉

精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰及び自立と社会活動への参加を促進するため、精神障害者通院医療公費負担申請受付、精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び居宅介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービス等の支援に努めています。

また、経済的負担の軽減と精神的援助を図るため、入院期間 3 か月を越えた精神障害者等に対し入院医療費の助成を行っています。

今後は、入院費の助成とともに、国の方針に沿って、入院患者の在宅医療への移行が課題となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

図表 4-13 精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位 (人)

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総 数	166	177	190	204	215
1 級 (重度)	15	18	18	22	25
2 級 (中度)	118	123	132	143	151
3 級 (軽度)	33	36	40	39	39

資料：福祉事務所調べ 各年 3 月 31 日

7 地域福祉

(1) 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政を始め適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員や学校等と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

現在、本市には民生委員児童委員 42 人と主任児童委員 3 人が委嘱され、「下田市民生委員児童委員協議会」を組織しています。

図表 4-14 地区別民生委員児童委員及び主任児童委員

単位 (人)

区分	下田	朝日	稲生沢	稲梓	浜崎	白浜	計
民生委員児童委員	12	5	13	5	4	3	42
男	9	3	4	3	3	3	25
女	3	2	9	2	1	0	17
主任児童委員	1		1		1		3

資料：福祉事務所調べ 令和 6 年 4 月 1 日現在

(2) ボランティア登録者数 (団体、個人)

本市において、下田市ボランティア連絡協議会の加入団体は 26 団体、加入人員は 363 人、個人ボランティアは 440 人が登録されています (令和 6 年 3 月 31 日現在)。

主な活動として、清掃環境美化活動、食事サービス、障害者との交流など広範にわたっています。

しかし、地域における需要に比較して、ボランティアの活動が伴っていない実態があり、供給不足が生じています。また、ボランティア利用者の要求に対し、適切に応えられないなどの問題も抱えています。

図表 4-15 ボランティア登録数

区分	団体数	人数
団体	26	363
個人	—	440

資料：下田市社会福祉協議会における登録数 令和 6 年 3 月 31 日現在

2 アンケート調査について

(1) アンケート調査の実施

地域のニーズを踏まえた計画策定を行うため、市民向けアンケートを実施し、計画策定の参考としました。第5次下田市地域福祉（活動）計画には、アンケート調査の結果を抜粋して掲載しています。

<誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためのアンケート調査概要>

① 調査の目的

地域の課題や支え合い暮らしていくこと等についての御意見を頂き、第5次下田市地域福祉（活動）計画等の参考資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の内容

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 地域の生活課題について | 2 移動支援について |
| 3 自然・郷土愛について | 4 地域活動について |
| 5 地域とのつながりについて | 6 災害時の対応について |

③ 調査の方法

調査対象：令和6年4月1日現在本市にお住まいの18歳以上の方1,200人
（無作為抽出）

調査方法：郵送配布・郵送若しくはインターネット回答

調査期間：令和6年10月15日～令和6年10月28日

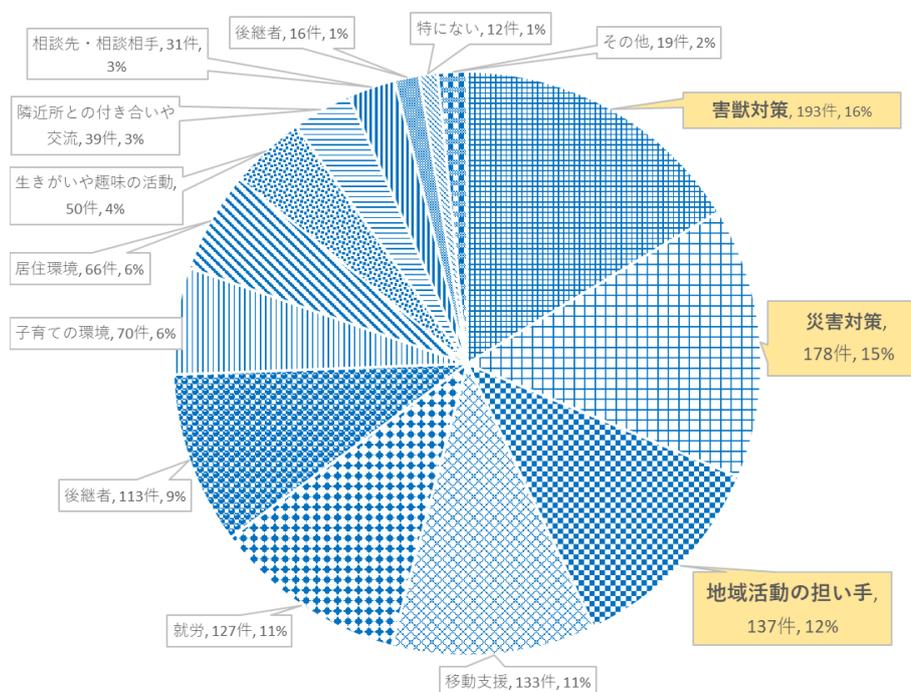
④ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回答率
1,200 通	375 通	375 通	31%

アンケート調査結果（抜粋）

地域の生活課題について

【地域で生活する上での困りごとや心配ごと（全年代）】



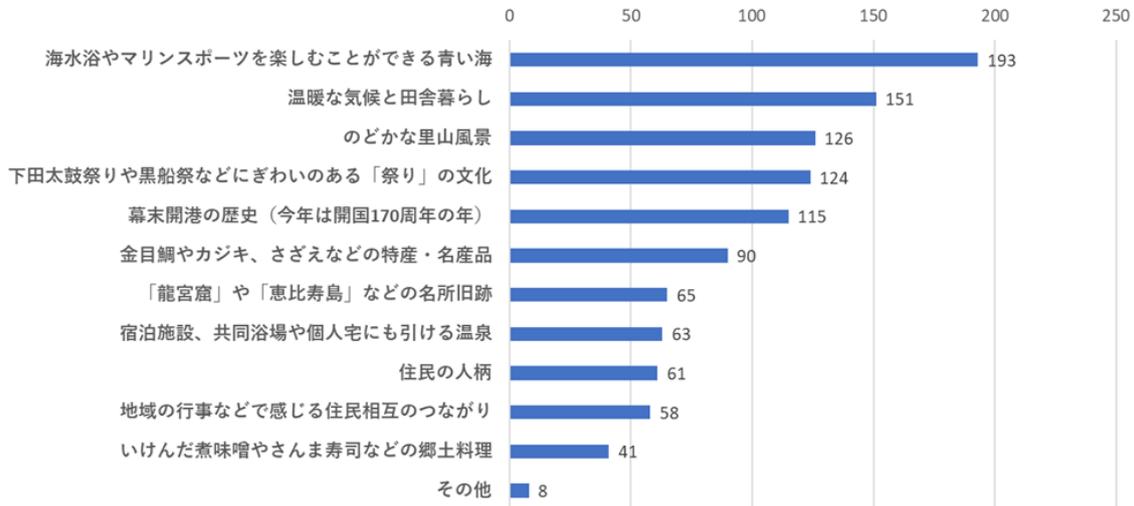
全年代で最も多かった回答は「害獣対策」でした。次に「災害対策（15%）」「地域活動の担い手（12%）」「就労（11%）」の順で続いています。

【地域で生活する上での困りごとや心配ごと（年代別）】

20 歳代	1 位：子育て 7 件,15%、2 位：災害対策 6 件,13%、就労 6 件,13%、後継者 6 件,13%
30 歳代	1 位：就労 14 件,19%、2 位：災害対策 11 件,15%、3 位：子育ての環境 10 件,14%
40 歳代	1 位：就労 22 件,14%、2 位：災害対策 21 件,13%、3 位：地域活動の担い手 19 件,12%
50 歳代	1 位：災害対策 45 件,16%、2 位：害獣対策 43 件,15%、3 位：地域活動の担い手 32 件,12%
60 歳代	1 位：害獣対策 46 件,18%、2 位：移動支援 33 件,13%、災害対策 33 件,13%
70 歳代以上	1 位：害獣対策 76 件,21%、2 位：災害対策 62 件,17%、地域活動の担い手 51 件,14%

自然・郷土愛について

【地域において特に大切にしたいと考えるもの（複数回答可）】

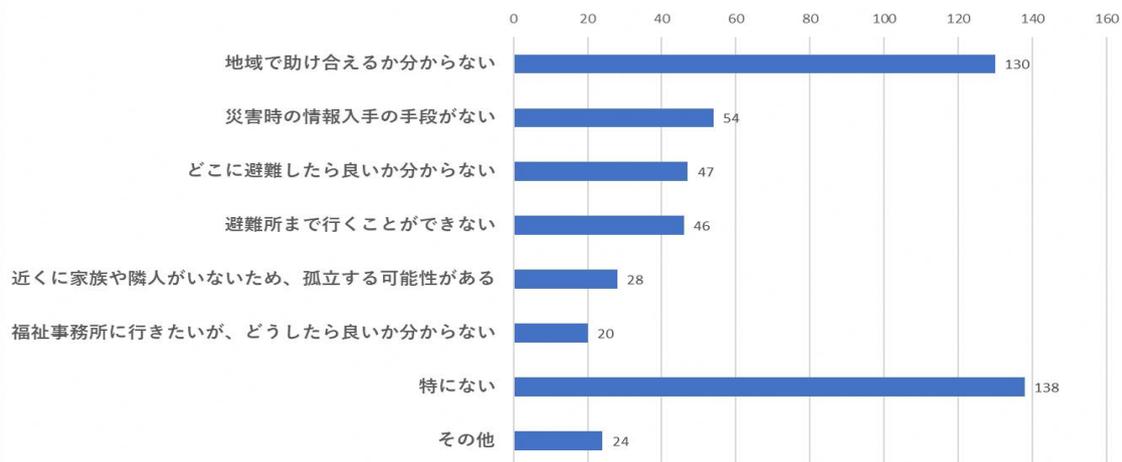


「海水浴やマリンスポーツを楽しむことができる青い海」が最も多い回答でした。次に「温暖な気候と田舎暮らし」「のどかな里山風景」が続いています。

自然、風土や歴史などの我がまちの財産を守る活動や取り組みが求められています。

災害時の対応について

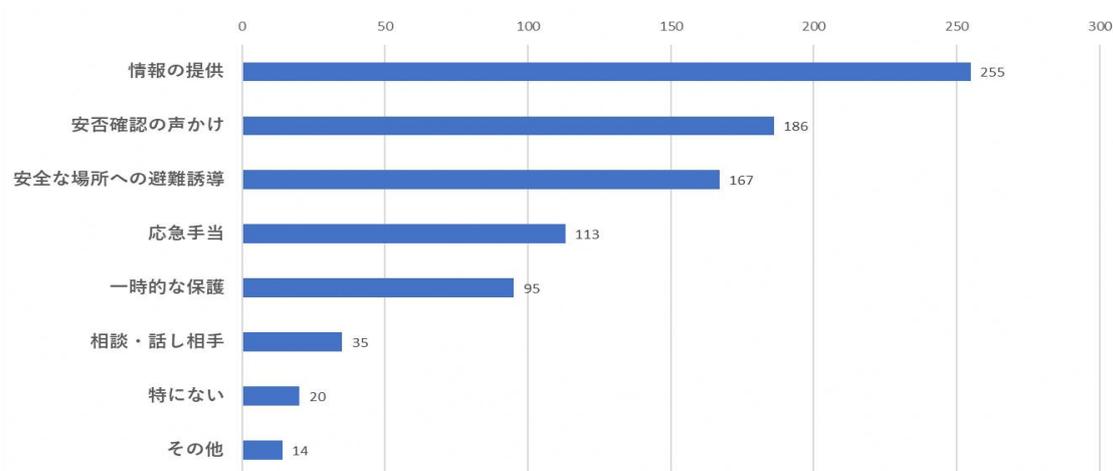
【自然災害発生時に困ること（複数回答可）】



困りごとがあると回答した方の内「地域で助け合えるか分からない」が最も多い回答でした。次に「災害時の情報入手の手段がない」「どこに避難したら良いか分からない」の順が続いています。

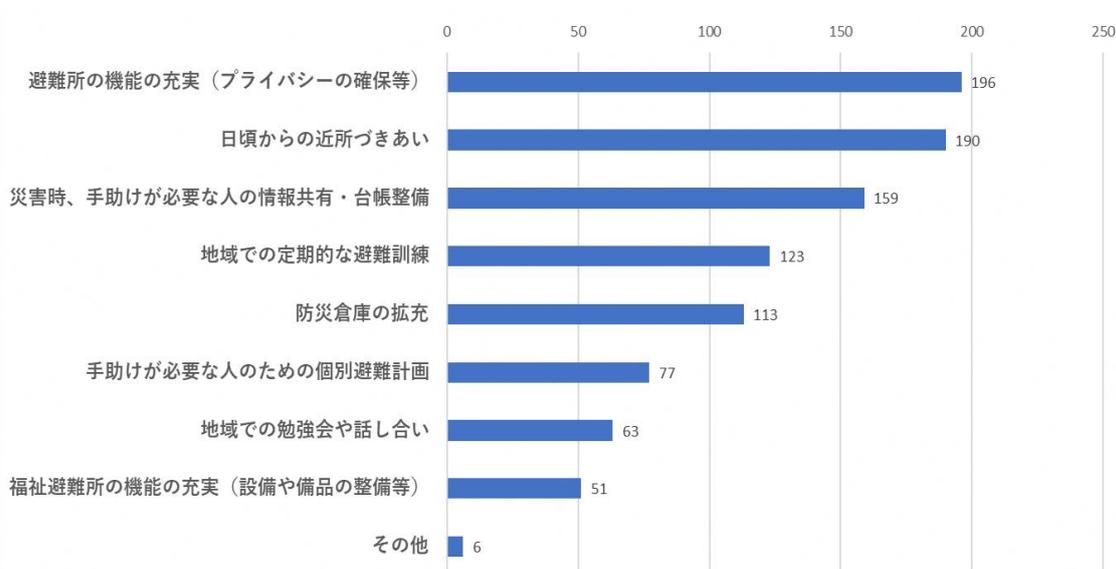
地域防災訓練への参加、ハザードマップを活用した避難経路の確認、防災用品や備蓄食糧の準備など喫緊の課題に取り組みます。

【自然災害発生時に地域でしてほしい支援（複数回答可）】



「情報の提供」が最も多い回答でした。次に「安否確認の声かけ」「安全な場所への避難誘導」の順で続いています。日頃から地域で助け合える関係づくりが求められています。

【自然災害に備え、支え合う地域づくりに何が必要ですか（複数回答可）】



「避難所の機能の充実（プライバシーの確保等）」が最も多い回答でした。次に「日頃からの近所づきあい」「災害時、手助けが必要な人の情報共有・台帳整備」の順で続いています。

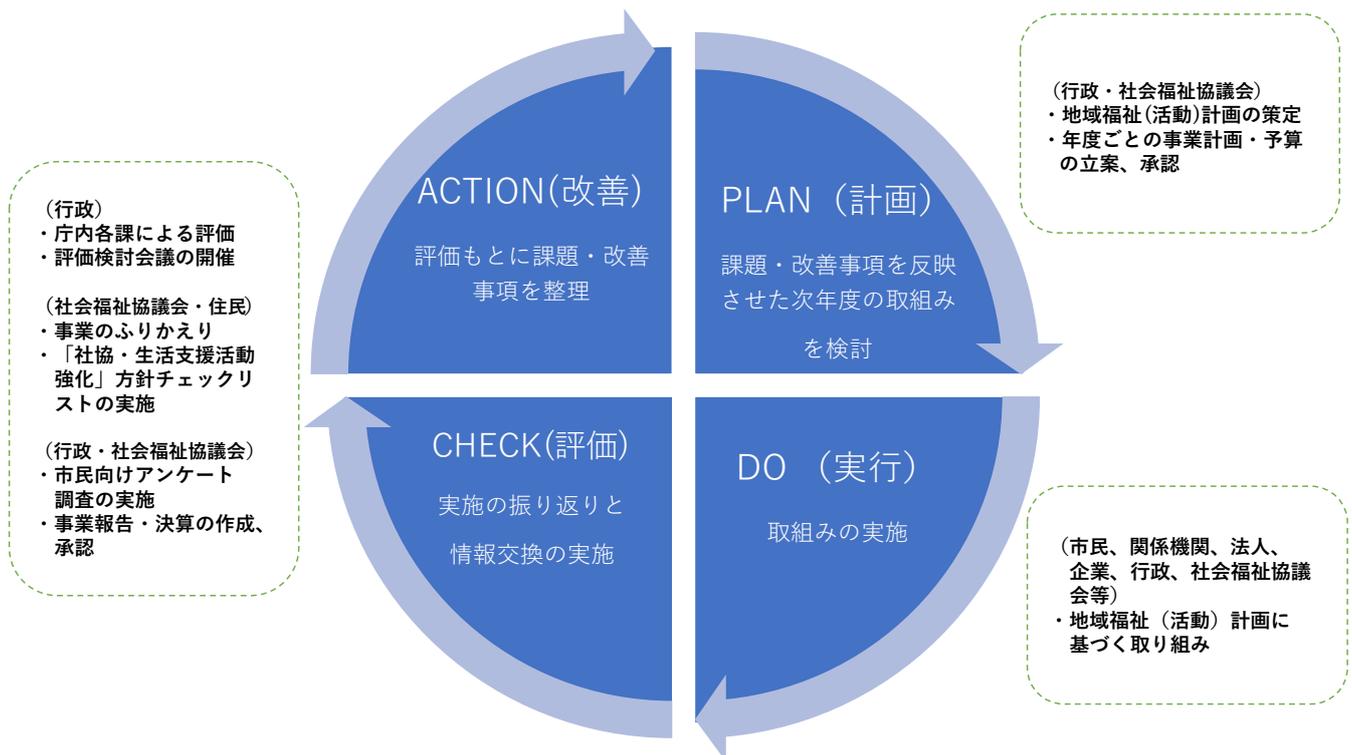
市民参加型の避難所運営訓練、災害ボランティアセンター立上訓練の実施を通して地域ぐるみの防災対策に取り組めます。

第5章 計画の推進体制・進行管理・評価

第 5 章

計画の推進体制・進行管理・評価

1 計画の推進体制・進行管理・評価



(1) 計画の推進体制

地域福祉推進の主役は、市民を始め、ボランティア、福祉・介護事業所、保健医療機関、教育関係機関、観光・商業・農林水産等の各事業者の皆さまです。

地域には、既に生活課題に対応した多くの「取組」と「連携(輪)」があります。こうした取組や連携を広げることにより、本計画の基本理念である「安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう」を実現するため、既存の活動の充実と新たな生活課題への挑戦につなげていきます。

第5次下田市地域福祉(活動)計画では、下田市と下田市社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化してまいります。そのために必要な施策・事業の方向性や進行について情報交換や連絡調整を行います。

また、下田市社会福祉協議会が、地域福祉の中核的な推進組織として、市民のニーズに即して「先駆的」かつ「きめ細やかな」事業を展開できるように基盤強化に取り組めます。

(2) 進行管理・評価

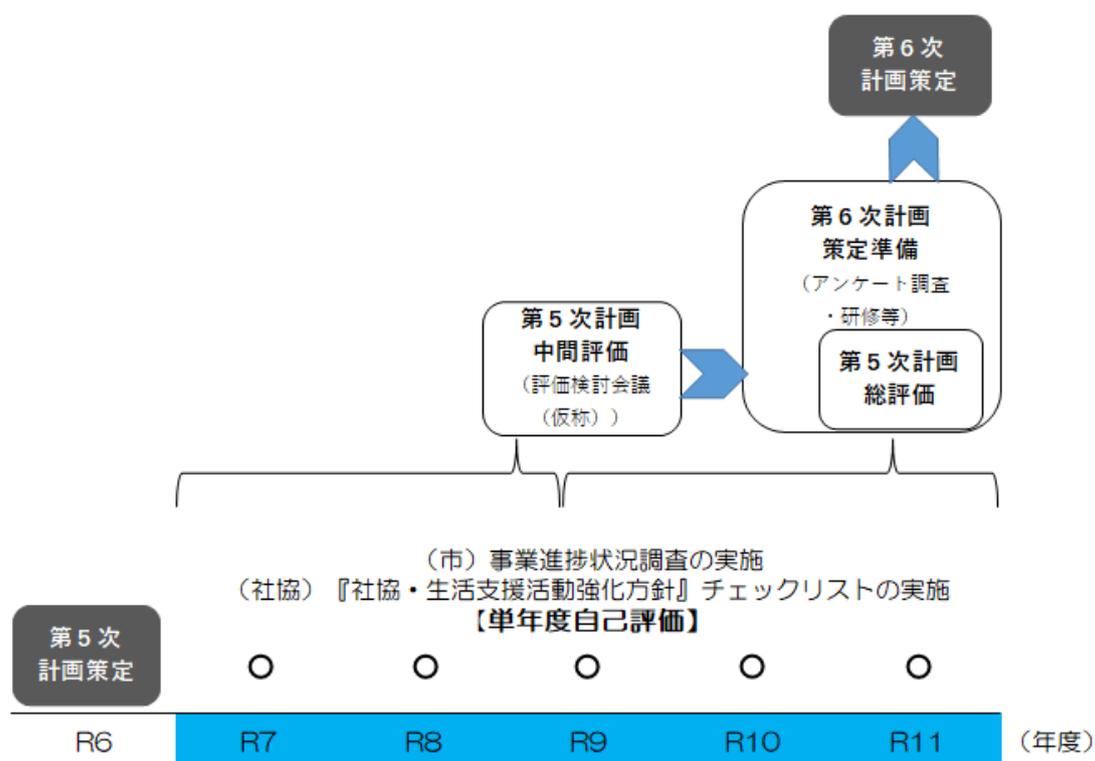
第5次下田市地域福祉（活動）計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、施策や事業の実施状況を点検し、計画の進捗状況を確認します。

下田市においては、PDCA サイクルに基づき、福祉事務所が中心となり庁内関係各課において、各施策・事業の進捗状況について評価・検証を実施するとともに、第6次計画に向けた事業の見直しを検討します。

下田市社会福祉協議会においては、「社協・生活支援活動強化方針チェックリスト」等を活用し、本会の事業・活動の方向性を組織的に協議し、確認します。

また、事業・活動については、理事会・評議員会へ報告するとともに、社協だより等を通じて公表してまいります。

さらに、住民アンケートやワークショップを実施し、下田市地域福祉計画策定推進協議会において計画の進行管理や評価、見直しを行えるよう体制を整え、住民の意見を反映させた第5次計画の評価を第6次計画策定につなげていきます。



◇ 資料編

1 第4次下田市地域福祉計画の事業進捗から見える現状と課題

本市では、第5次地域福祉計画を策定するに当たり、地域福祉における現状や課題を把握するため、第4次計画の事業進捗の確認や検証作業などを行い、主なものを以下にまとめました。

現状と課題の整理
<p>基本目標1 地域と向き合い、支えあう「心」をはぐくむ</p> <p>1 地域の生活課題を我がこととして捉える意識づくり</p> <p>○市民向け出前講座のメニューを毎年見直し、鳥獣対策やごみ減量化などを推進するとともに、寿大学や水産・海洋講座及び体験学習・体験活動を実施した。また、美しい里山づくり事業や環境美化整備事業を通じて地域の環境保全と市民の意識醸成を推進した。</p> <p>○多様なツールを活用して下田の魅力の再発見と情報発信に一層努め、講座や体験活動への参加意識を醸成していく必要がある。</p>
<p>基本目標2 地域を理解し、支えあう「人」を育てる</p> <p>1 地域福祉を支える担い手づくり</p> <p>○代表者交流会を実施し、取組や課題を共有することで高齢者の居場所活動の継続及び促進支援を行った。また、民生委員児童委員の研修を計画的に実施したほか、障害を持つ方の支援に係る研修を実施するなど、住民に寄りそう制度の構築に努めた。</p> <p>○高齢化により民生委員児童委員を始めとした担い手の不足が顕在化し、ボランティア活動の支援や参加意識の醸成等、担い手の確保及び制度の維持が課題となっている。</p>
<p>基本目標3 地域の問題を把握し、支えあう「仕組み」をつくる</p> <p>1 地域課題を主体的に把握し、連携して解決を図る仕組みづくり</p> <p>2 分野を横断する相談支援体制づくり</p> <p>○高齢者の居場所について4箇所の新規立ち上げを支援し、令和5年度末時点で10箇所の居場所に助成を行ったほか、住民主体の生活支援サービスの検討や研修を実施した。また、全小学校区で放課後児童対策事業を実施した。</p> <p>○高齢化による担い手の確保が課題となっているほか、多様で複雑な案件が増えると予想され、連携強化が必要である。また、福祉サービスの拠点である総合福祉会館の老朽化を踏まえた計画的な管理運営が必要となっている。</p>
<p>基本目標4 まちづくりの理念を共有し、支えあう「環境」を整える</p> <p>1 安心して暮らすための地域づくり</p> <p>2 権利擁護の支援体制づくり</p> <p>○自主運行バスや重度障害者のニーズに対応する取組を実施した。防災面では、自主防災会への活動費・施設整備費の補助及び防災ヘルメットや家庭用ポータブル発電機への補助など、自助・共助の強化を図り、市内宿泊施設にて福祉避難所開設訓練を実施した。</p> <p>○福祉サービスの担い手の確保や成年後見制度を始めとする支援体制の維持に努めていく必要がある。また、近年大規模災害が頻発しており、防災講座等を通じた防災意識の向上や要支援者の個別避難計画の作成推進が喫緊の課題となっている。</p>

2 第4次下田市地域福祉活動計画の成果

「第4次下田市地域福祉（活動）計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」では、9つの重点事業を定めて取り組みました。主な取り組み（成果）を記載します。

『災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の開催』

《ボランティアセンターの機能強化》

社会福祉協議会、行政及び災害ボランティアコーディネーター等の協働により、災害時に設置・運営される『災害ボランティアセンター』の立ち上げ訓練を開催しました。立ち上げ訓練では、被災地での復旧支援活動の講演等も併せて実施しました。

第5次計画においても、災害発生時に備え、市民参加型の立ち上げ訓練、災害ボランティアコーディネーター等の担い手の育成等に取り組みます。

『子育てサロンの開催』

《居場所・サロン活動の充実》

子育て家庭の育児不安の解消を始め、親子の交流の場や子育て相談を目的として、ボランティア団体『しもだ子育て応援隊“ぽっぽ”』の皆さんとともに子育てサロンを開催しました。今後も継続して取り組みます。

『地域食堂の立ち上げ』

《住民による支えあい活動の推進》

民生委員児童委員を中心とする住民有志の皆さんとともに、子どもから御年配までみんなが利用できる地域食堂『すずきさんちでおひるごはん』を立ち上げ、新たな支えあい活動の拠点を創設しました。参加者やスタッフの声を受け止め、安定的な運営ができるように支援します。

『市民後見人、法人後見の誕生』

《成年後見センターによる支援の充実》

令和5年3月、下田市で初となる市民後見人が誕生しました。また、令和6年11月、社会福祉協議会以外の社会福祉法人で初となる法人後見に選任されました。成年後見制度等の権利擁護に関するニーズが増加する中で、市民への広報啓発、市民後見人や法人後見等の担い手の育成等に取り組みます。

3 諮問

(写)

下 福 社 第 491 号
令和 6 年 12 月 18 日

下田市地域福祉計画策定推進協議会
会 長 増 田 樹 郎 様

下 田 市 長 松 木 正 一 郎

下田市地域福祉計画等の策定について（諮問）

このことについて社会福祉法第 107 条の規定による「下田市地域福祉計画」を策定したいので、下田市附属機関設置条例に基づき下田市地域福祉計画策定推進協議会の御意見、御提言を賜りたくここに諮問いたします。

4 答申

(写)

令和7年3月14日

下田市長 松木正一郎 様

下田市地域福祉計画策定推進協議会
会長 増田樹郎

第5次下田市地域福祉計画等の策定について（答申）

令和6年12月18日付「下福祉第491号」により諮問のあった「下田市地域福祉計画」の策定に関して、下田市附属機関設置条例に基づく本会において審議した結果、別紙「第5次下田市地域福祉計画（案）」（令和7年度～令和11年度）の内容を適当と認め、これを答申いたします。

5 下田市地域福祉計画策定推進協議会規則

平成2年10月8日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、下田市附属機関設置条例（昭和43年下田市条例第25号）に基づき下田市地域福祉計画策定推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体等の代表者
- (3) 行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によって満了するものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する

6 下田市地域福祉計画策定推進協議会委員名簿

任期：令和6年12月18日～答申日

類型	氏名 (敬称略)	説明(役職等)
1号委員	増田 樹郎	学識経験者(静岡福祉大学 学長)
	矢田部 泰子	学識経験者(下田人権擁護委員こども委員長、 下田地区保護司会 会長)
2号委員	白井 ふく子	下田市民生委員児童委員協議会 会長
	正田 成彦	下田市区長連絡協議会 会長
	大黒 愛子	下田市女性の会 会長
	野崎 完	下田市老人クラブ連合会 副会長
	石井 敏	下田商工会議所 専務理事
	高橋 安彦	(福)梓友会 特別養護老人ホーム梓の里 施設長
	高橋 和彦	(福)覆育会 理事長
	浅野 勝美	下田市ボランティア連絡協議会 会長
	大内 仁美	子育て支援ネットワーク
菊池 正仁	下田市校長会 会長	
3号委員	吉田 康敏	市民保健課長
	平川 博巳	教育委員会学校教育課長

備考

* 1号委員：学識経験者 * 2号委員：福祉団体等代表者 * 3号委員：行政機関の職員

7 策定経過概要

実施日	実施内容
令和6年 2月28日	研修会（事務担当者対象） テーマ「地域福祉（活動）計画策定の基礎」 講師：静岡福祉大学 学長 増田 樹郎 氏
令和6年 10月15日～10月31日	アンケート調査 『誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるためのアンケート』
令和6年 12月18日	第1回下田市地域福祉計画策定推進協議会 委嘱状交付、諮問書手交 協議事項「第5次下田市地域福祉計画策定について」
令和7年 1月17日	研修会 テーマ「地域福祉から切り拓く下田の未来」 講師：静岡福祉大学 学長 増田 樹郎 氏
令和7年 1月30日	第2回下田市地域福祉計画策定推進協議会 協議事項「第5次下田市地域福祉計画（修正案）について」
令和7年 2月4日～3月3日	パブリックコメント
令和7年 3月7日	第3回下田市地域福祉計画策定推進協議会
令和7年 3月14日	市長への答申

第5次下田市地域福祉計画・第5次下田市地域福祉活動計画

発行：下田市・社会福祉法人下田市社会福祉協議会

編集：下田市福祉事務所

社会福祉法人下田市社会福祉協議会

印刷：社会福祉法人覆育会・すぎのこ作業所

発行年月：令和7年3月

<p style="text-align: center;">【下田市】</p> <p>〒415-8501 静岡県下田市東本郷1丁目5-18 TEL：0558-22-2211 FAX：0558-22-3910</p>	<p style="text-align: center;">【社会福祉法人下田市社会福祉協議会】</p> <p>〒415-0024 静岡県下田市四丁目1番1号 下田市総合福祉会館内 TEL：0558-22-3294 FAX：0558-22-0584</p>
---	--